

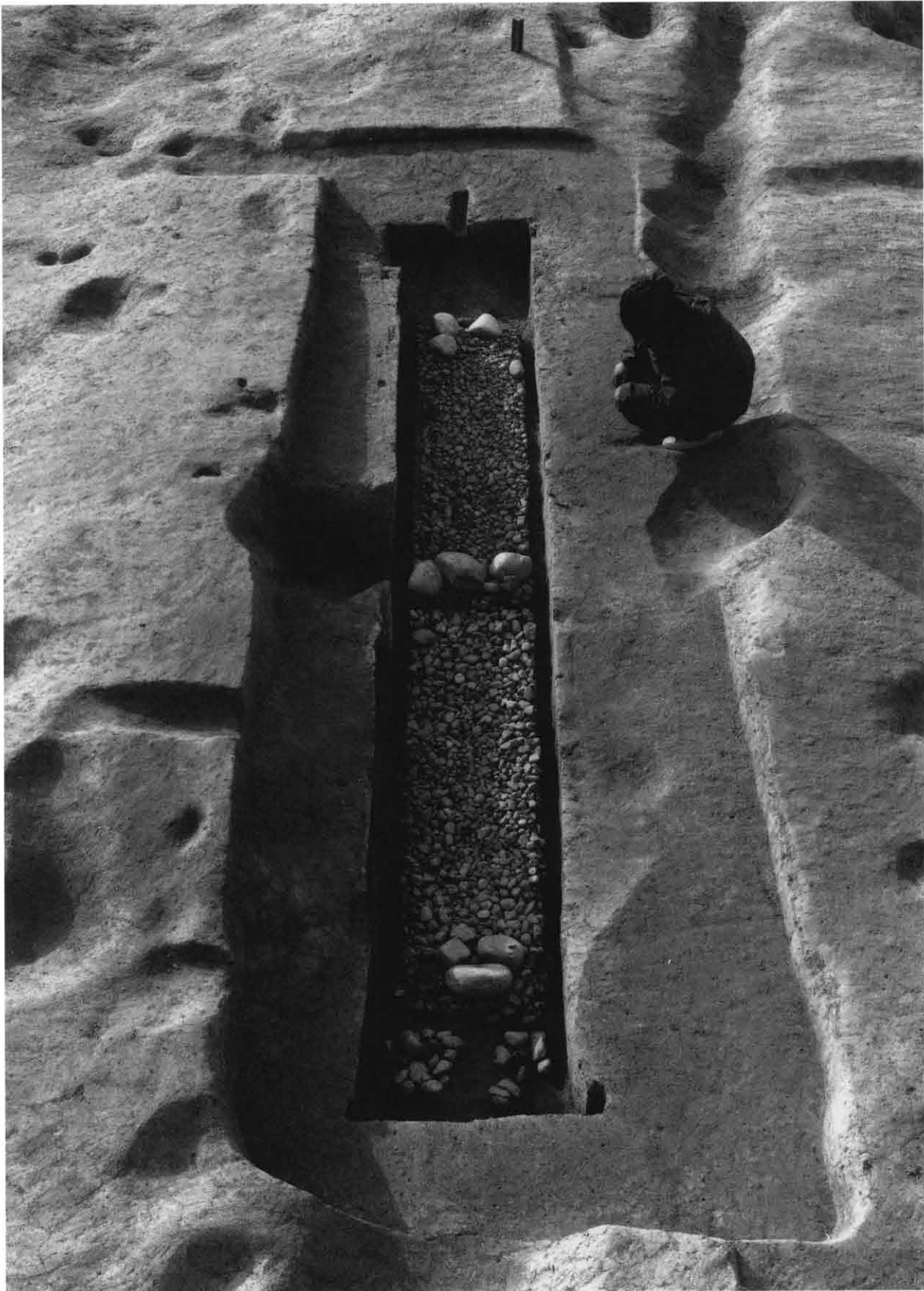
京都府埋蔵文化財情報

第99号

内田山遺跡・内田山古墳群(第6次)の発掘調査	-----	竹原 一彦	--	1
古墳時代後期における葬送儀礼の実際	-----	岩松 保	--	5
平成17年度発掘調査略報	-----			19
7. 難波野条里制遺跡				
8. 田辺城跡第26次				
9. 岡ノ遺跡第4次				
10. 案察使遺跡第7次				
11. 長岡京跡右京第852次・下海印寺遺跡第23次				
12. 長岡京跡右京第863次・神足遺跡				
13. 史跡名勝笠置山				
府内遺跡紹介 105. 牧正一古墳と牧古墳群	-----			33
長岡京調査だより・95	-----			35
センターの動向	-----			37

2006年3月

財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター



内田山B 2号墳埋葬施設 S X12全景(東から)

うちだやま 内田山遺跡・内田山古墳群(第6次)の発掘調査

竹原 一彦

1. はじめに

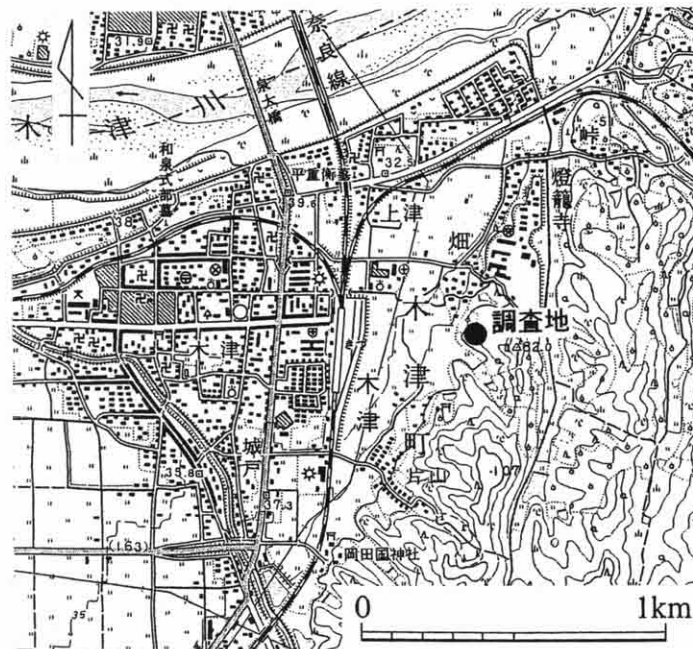
内田山古墳群は、古墳時代中期～後期の古墳群であり、京都府相楽郡木津町大字木津小字内田山に所在する。古墳群は小型の方墳で構成され、京都府立木津高等学校敷地内に分布するA支群と、南側丘陵部のB支群に分かれる。内田山古墳群B支群では、これまで5回の発掘調査が行われ、昨年度当調査研究センターが実施した第5次調査では、内田山B1号墳が一辺18m前後の方墳であることが判明し、墳頂部から4基の埋葬施設(木棺直葬2基・埴輪棺2基)を検出した。このうち1基の埋葬施設(木棺直葬)から六獣形鏡1面が出土している。また、B1号墳墳丘裾部分から弥生時代後期の竪穴式住居跡1基が検出された。

今回の調査は、「木津中央特定土地区画整理事業」に伴い、独立行政法人都市再生機構の依頼を受け、B1号墳から北にのびる丘陵について、遺構の有無、遺跡範囲の確認を目的とした試掘調査を実施した。試掘調査の結果、6か所全てのトレンチから弥生時代の竪穴式住居跡や溝・古墳の周溝などを検出した。さらに、試掘の成果を基に、南部において面的な発掘調査を実施した。調査面積は、試掘調査900㎡、本調査700㎡である。現地調査は、平成17年5月9日～12月5日の期間で実施した。

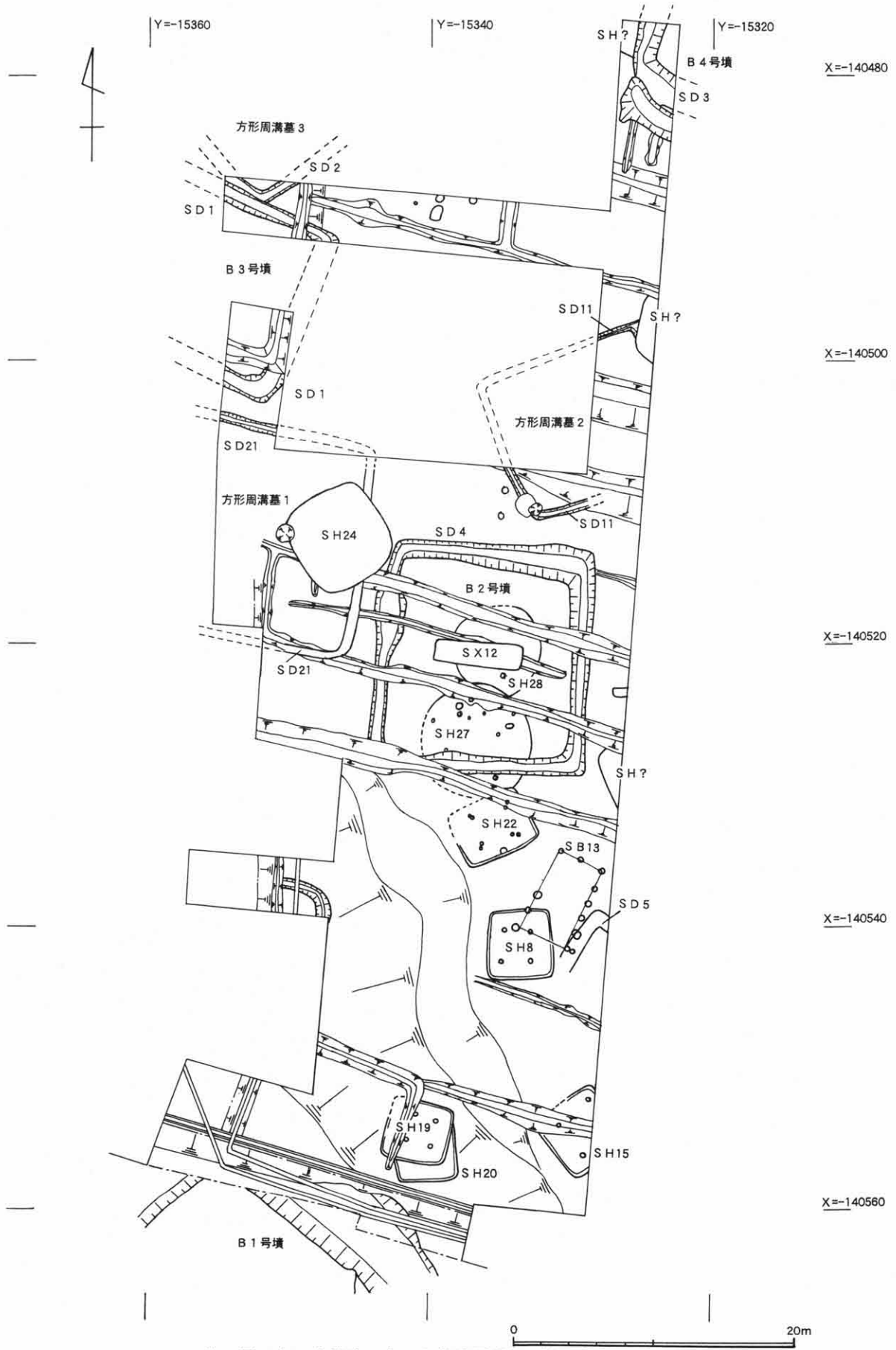
2. 調査の概要

(1) 弥生時代

竪穴式住居跡 尾根筋の平坦面を中心に、部分検出を含め11基の竪穴式住居跡を検出した。このうち今年度は8基の住居跡を調査した。住居跡の平面形は、方形(SH8・15・19・20・22)、円形(SH27・28)、隅丸方形(SH24)がある。住居跡規模は、方形住居跡が小さい傾向にあって一辺約5mを測る。一方、円形住居跡と隅丸方形住居跡は直径および一辺が約7～8mを測る。竪穴式住



第1図 調査地位置図(国土地理院1/25,000奈良)



第2図 内田山遺跡・内田山古墳群(第6次)調査地平面図

居跡SH24では、弥生時代後期後半の良好な土器群が出土した。

方形周溝墓 丘陵上から3基の方形周溝墓と判断する方形にめぐる周溝(SD2・11・21)を検出した。方形周溝墓と竪穴式住居跡との関係は、竪穴式住居跡SH24が周溝SD21を切ることから、竪穴式住居跡SH24に先行して方形周溝墓1が築かれたことが明らかとなった。周溝SD11・21では、弥生時代後期中頃～後半の土器が出土した。

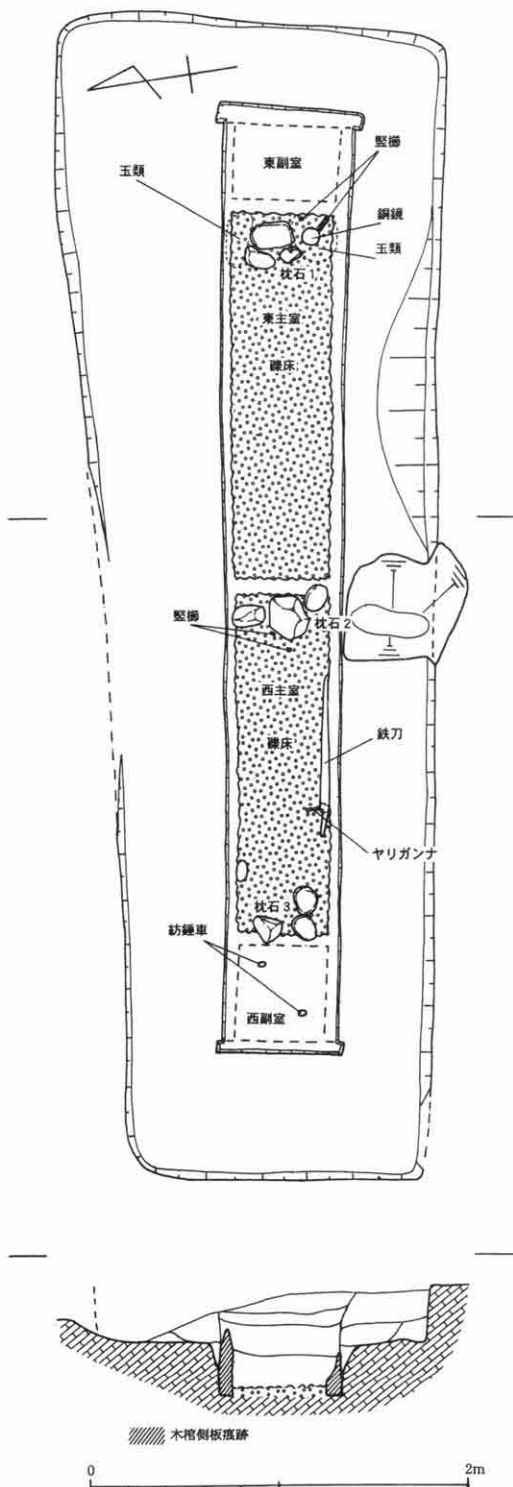
(2)古墳時代

B1号墳の北側丘陵尾根筋で、新たに3基の小形方墳の存在を確認した。古墳は、後世の耕作に伴う削平で墳丘の大部分を失うが、古墳をめぐる周溝(SD1・3・4)を検出した。

B2号墳 B1号墳の30m北側に位置する方墳で、一辺約12mの規模を測る。古墳の軸線は座標北から東に約2°振る。古墳の周囲には幅約1.5m、深さ約0.4mの周溝SD4が巡り、墳丘の中央部から1基の埋葬施設を検出した。

埋葬施設SX12 東西主軸で木棺直葬の埋葬施設である。墓壙掘形はいわゆる2段墓壙であり、1段目掘形は全長6.1m、幅1.6~2.0m、深さ0.3mの規模を測る。2段目墓壙掘形(木棺設置壙)は全長5m、幅0.65m、深さ0.3mの規模を測る。木棺は、東西両端に小口板、内部は3枚の仕切り板によって、直列する4か所の空間が設けられる。規模や空間内の状況から、中央の2室が埋葬主室、東西両端部が副室と判断した。東主室と西主室には礫床が認められ、3~5cmの厚さで小さな川原石をていねいに敷き詰める。礫床と2段目掘形の南北壁面の間には石が敷かれていない空間が5~8cmの幅で存在する。礫床端部と長側面部がほぼ直線で、さらに直角を示すことから、この無石空間が棺材の厚みと判断する。

東主室は、長さ1.9m、幅0.55mを測り、東端部に大型の川原石を組み合わせた枕石が存在する。この枕石の北側と南側から副葬品の出土をみた。南側では、銅鏡1面・竪櫛数点のほ



第3図 B2号墳埋葬施設SX12実測図

か、勾玉などの玉類約300点の出土をみた。一方、北側では400点を超える玉類が出土した。玉類は、勾玉・管玉・棗玉・白玉・算盤玉の各種がある。玉の材質は大多数が滑石製である。管玉は緑色凝灰岩製である。銅鏡は、錆による劣化および礫床と土圧の影響で細かく碎けた状態にあり、理化学的保存処理を優先して、一部の礫床ごと切り取った。鏡種は現在不明であるが、今後の保存処理過程の中で明らかになるろう。

西主室は、長さ1.8m、幅0.55mを測り、東と西の両端部2か所に大形の川原石を組み合わせた枕施設が存在する。副葬品として南側礫床端部から、鉄刀1点とヤリガンナ1点が出土した。鉄刀の切先は東に向ける。また、東側枕石付近から竪櫛の出土もみられた。枕石・副葬品などの状況から、この西主室には東西それぞれに頭を置く2人の埋葬が行われたと判断する。副室では、西副室から副葬品として滑石製紡錘車2点が出土したが、東副室では副葬品はみられない。

B 3号墳 B 2号墳の北西で検出した方墳である。埴輪を多量に含む周溝SD1の北東隅と南東隅を検出した。古墳は一辺約10mの規模を測る。古墳の軸線は、B 1号墳と同じく北から西に約62°振る。周溝内出土の埴輪には、円筒埴輪のほか、家形・馬形などの形象埴輪が含まれる。

B 4号墳 第1トレンチ北端で「L」字に折れる溝SD3を検出し、溝内には多量の埴輪が存在した。検出した溝は方墳南西隅の周溝部と判断する。古墳規模は不明である。

3. まとめ

内田山遺跡関連では、尾根筋上に広範囲にわたって、弥生時代の集落が営まれていたことが明らかとなった。また、今回の調査では、集落跡のほかに方形周溝墓を検出するという新たな成果を得た。出土土器の年代観から、住居跡・方形周溝墓はともに弥生時代後期後半に属するものである。調査範囲で見える限り、先に方形周溝墓が築かれ、その後、竪穴式住居跡が墓域に進出する状況が、遺構の切り合い関係から明らかとなった。

内田山古墳群では、新たに古墳時代中期の3基の方墳(B 2～B 4号墳)の存在を確認した。このうちB 2号墳(5世紀前半)の調査で、埋葬施設SX12を検出した。この埋葬施設は木棺直葬であり、1棺に被葬者3人の同時複数埋葬であることが判明した。埋葬施設が木棺直葬で礫床を伴う例は、山陰地域の出雲から丹後にかけて多数分布(14例)する。なかでも近畿北部に集中する傾向にあり、丹後を中心に但馬・北丹波の中期古墳の中に類例(10例)が多い。一方、山城地域南部(南山城)においても、木棺直葬で礫床が伴う埋葬施設の検出例が近年増加してきた。南山城では、土壙墓を含めこれまでに宇治市で1例、木津町内で4例が知られ、今回の内田山2号墳例は6例目となる。埋葬施設が木棺直葬で複数埋葬、2段墓壙・礫床・石枕が伴う本例は、京丹後市左坂C21号墳、与謝郡岩滝町日ノ内古墳例と酷似している。

木津町は町域の南が大和と接し、大和と国内各地を結ぶ陸路や水上交通の要衝の地にある。木津町と近畿北部に同様な墓制が多数認められることは、両地域間での人々の活発な交流、ひいては移住について今後検討を加える必要があり、今回の調査は興味深い成果を得ることとなった。

(たけはら・かずひこ＝当センター調査第2課調査第3係主任調査員)

古墳時代後期における葬送儀礼の実際

岩松 保

「だから仏教の供養ということは、日本人の考え方では生前の罪穢をきよめることに主眼点がおかれており、死者のためにお経を読み、墓に水をかけるなどは、死者の魂の『みそぎはらえ』である。これを三年なり七年なり、三十三年、五十年つづけると死者の魂はすっかりきよめられて神になるという考え方がある。したがって、三十三年忌か五十年忌の『弔い切り』には、梢付塔婆を立て、大般若経をよみ、盛大な祝宴を張って、位牌を川に流したり天井裏へ上げたりする。」(五来重1994、p.212)

1. はじめに

古代の日本を伝える史料として、国内の史料には『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『万葉集』、『日本霊異記』などがあり、外国の史料には『魏志』、『後漢書』、『隋書』などがある。これらは、日本の古代社会を研究する上で欠かせないものである。この小論では、こういった史料を引きながら、古墳時代後期(～古代)における葬送儀礼の実際を考古学の成果と併せて記したい。人が死を迎えた後、横穴に納められるまでと納められた後に執り行われたであろう葬送儀礼の具体的な内容に関して、現時点での筆者の理解を示すものである。

古代史を研究する上では特に、『古事記』、『日本書紀』が重要であるが、時の朝廷により編纂されたということ、編纂される以前は口伝で伝えられていたという性格上、事実がどの程度歪められているのか、どの時代まで遡って事実を伝えているのか、等の検討を加える必要がある。

この小論では、史料に記された出来事が歴史的事実であるかどうかについては、関与しないつもりである。“個々に述べられている歴史的な細目”には注意を向けず、その背後にある習俗・観念に関してのみ史料を参照したい。そして、編纂時に潤色がなされているとしても、そこには少なくとも、史料を編纂した人々——奈良時代～平安時代初頭の人々が、自らの祖先が実修していたと考えるもおかしくないような習俗・観念が描かれていると考えられるのである。そのため、近い過去において、実際に行われていたという記憶や推量が織り込まれていることも期待できる。以上のように、習俗・観念のレベルで史料を参照する限りにおいて、史料批判はさほど必要ではないと考える。

一方、『古事記』、『日本書紀』は、天皇や皇后・皇子女、有力豪族を中心とした記事が掲載されているため、一般庶民や村の有力者といった階層——後期古墳に葬られたであろう人々に関する記載は十分ではない。そこで、まず、文化人類学の考えを引いて、中央＝王の儀礼を復原する

ことは、地方や下位のレベルの儀礼を復原することに繋がることを確認したい。次いで、古代史研究において復原される葬送儀礼と、考古学から復原できる葬送儀礼についてとりまとめ、最後に、古墳時代後期(～古代)において執り行われた葬送儀礼の実際について、まとめを行いたい。

古墳時代後期において執り行われた葬送儀礼の実際を明らかにすることは、必ず、考古資料を解釈する枠組みになるであろう。

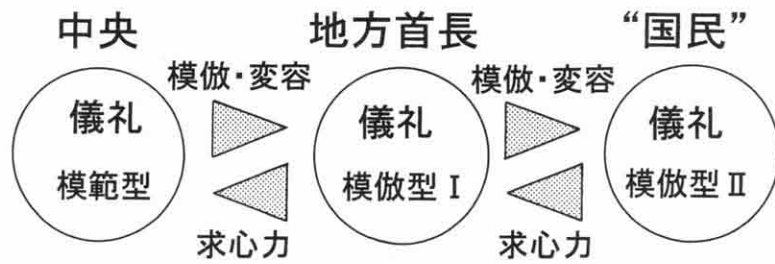
2. 王と儀礼の役割

古墳時代には、前方後円墳を中心とした“古墳儀礼”が全国的に採用されている。前方後円墳を中心とした古墳儀礼に関して、埋葬施設の形式は、「古墳時代前期においては、弥生時代の伝統を基礎にして各地で地域性を示したが、畿内の首長と緊密な関係を取り結んだ特定の首長は長大な竪穴式石室を採用した」(都出1993、p.13)と理解されており、畿内の首長を中心とした中央で採用された形式を、特に密接な関係を有した地方首長が採用することにより、全国に広まったと考えられている。他のさまざまな古墳儀礼の諸要素も、同じプロセスで中央から地方へ広がったと考えることが可能であろう。このように、古墳時代には、中央で採用された古墳儀礼の“様式”を、地方首長も積極的に採用したと理解されているが、このプロセスに関してどういった理論的根拠を与えることができるのであろうか。

文化人類学者の青木保は、国家における儀礼とその役割を検討し、「国家はどのようなタイプのものであれ、統治するための理念をもととする。マルクス＝レーニン主義の進歩主義であれ、キリスト教の正義と愛であれ、ヒンドゥ＝バラモン教の宇宙観であれ、天皇制の万世一系であれ、ホメイニ師のイスラム教的世界観であれ、国家はその倫理的基盤とその理念をこうした抽象的観念に求める。だが、統治や支配は具体的実際的な手段によらざるをえない。道徳も理念も、視える形で示されねばならない。国家儀礼はまさに国家的事業として行われる必要がある。それは中心の中心を示す装置なのだ」(青木1998、p.234)と、国家が国家としてまとまるには何らかの倫理や理念、道徳が必要であること、その倫理的な基盤や理念・道徳を具体的な形で示したものが国家儀礼であり、それらは国家の中心を示すがゆえに、国家的な事業として行われなければならないと述べている。王は自らの倫理・理念・道徳を儀礼の中に創出することで、その倫理・理念・道徳を“国民”に提示する必要があるのだ。

続けて青木は、王の模範的中心と国民によるコピーについての論を展開する。「王が神であり、王宮は『模範的中心』であって、国家と国民の『モデル』となり、これから社会のさまざまなレベルを通して、『モデルとコピー』という関係が生まれ、民衆は下のレベルから上のレベルへと『模範的中心』をモデルとしてコピーをしながら上昇志向をいやく」と述べる(同p.236)。王が王宮で執り行う国家儀礼を“中心を示すモデル”として提示し、その儀礼を国民がコピーすることによって、改めて中心としての王・王宮が認識されることとなる。そして、下位のレベルの地方首長と“国民”が、“模範としての儀礼”をコピーして執り行うということ自体が、下位の地方首長と“国民”が中央の王と強く結びつきたいという意志となり、結果として、社会的な結合を

一層強める力となるのである。青木の描き出す“王—国家—儀礼”の力学関係は、あらゆる時代のあらゆる国家と集団において、あらゆる局面で演繹できる、重要な論理である。



第1図 王権と儀礼

古墳時代から古代にかけて、実際に執り行われた葬送儀礼の内容は、考古資料からはよく分からないのが実状である。しかし、考古資料を見る限りにおいて、葬送儀礼を行うに際して用いられたさまざまなアイテムは、汎日本的に均質であると言ってよい状況である。前方後円墳をはじめとする古墳の墳形、竪穴式石室や横穴式石室といった埋葬主体の形態、墳墓を飾る埴輪や葺石、被葬者とともに納められる副葬品の内容とその組合せ、こういった考古資料は、地域によって異同はあるが、汎日本的にほぼ同じである。

中央の“天皇家”を中心とした“王宮”で採用された葬送儀礼とアイテムの様式が、地方首長がその儀礼に参加することにより模倣される。地方首長はそれぞれの地方において、下位の中小首長を集めて、中央の儀礼を模倣して執り行う。かくして、中央の儀礼とそのイデオロギーは、地方首長を介して下位の“国民”に模倣されることとなるのである。

それぞれのレベルにおいて、模範型(・模倣型)をコピーすることによって、下位のレベルは上位のレベルとの一体感を強め、それにより強まった一体感が上位のレベルとの繋がりをさらに強めたいという意志になるのである。最終的には、“国民”レベルは王としての“天皇”に直接的に結びつき、模範型(・模倣型)を介して結びついたという意識が、さらにより結びつきたいという意志を育むのである。当然、模倣するにあたっては、それぞれの地域・レベルの実情に合わせて変容されることは言うまでもない(第1図)。

以上のプロセスを経た、“模倣するという行為”は、葬送儀礼を執り行うためのさまざまなアイテム——考古資料として残るような遺構・遺物だけを模倣したとは考えにくく、儀礼を執り行う手順、その意味内容、思想までも含めて模倣されたと理解される。とは言っても、ある程度において変容を受けたことを否定するものではない。

このように考えると、日本の古墳時代から古代において、中央の“天皇家”を中心に執り行われた葬送儀礼は、地方首長も規模こそ小さいながらも執り行い、地方首長が実修している葬送儀礼は、その多くのアイテムや手順が省略され、変容を受けながらも、村の有力者や一般民衆も実修したと考えられよう。そして、その儀礼が意味するところの葬送観念をも受け入れて、中央が提示する死生観に倣ったことであろう。逆に言えば、中央が提示する死生観を地方が受け入れたがゆえに、同じアイテム(考古遺物・遺構)が汎日本的に広く分布するのであろう。ひらたく言えば、同じ一つの葬送儀礼システムに組み込まれているのならば、どの地域・階層であっても、その子細に異同があるかも知れないが、葬送儀礼の意味内容は同じであったと判断できるのではな

かろうか。古墳を構成するさまざまな遺物・遺構の内容が汎日本的に均質であるのは、ここで述べているような“一つの葬送儀礼システム”の中にあつたからであると考えたい。

以上の議論から、中央で実習されていた儀礼やそれを支えた観念は、必ずや、地方首長、“国民”も実習し、取り入れたであろう。それゆえ、『記紀』に描かれた記事は、天皇を中心とした中央の記事に偏っているが、そういった史料に拠りながら中央の葬送儀礼や他界観を考察することは、広く庶民レベルにおける葬送儀礼・観念を明らかにすることと同義であると理解したい。

3. 葬送儀礼、史料からの内容

まず、日本古代の史料から復原できる古墳時代終末期～奈良時代における葬礼を和田萃の論考(和田1969、1982；以下、『考察』、『儀礼』と略記)をベースにして、他の論考で補足した上で、①殯斂儀礼、②葬送儀礼、③墓前儀礼、④追善儀礼に分けて、葬礼の流れを時系列に従って概観したい。()内にはその内容を示す史料名と箇所を掲げた。^(註2)

1) 殯斂儀礼 古代においては、人の死を迎えると、まず殯を中心とした殯斂儀礼が行われる。殯は、「人の死後埋葬するまでの間遺体を小屋内に安置し、さらには仮埋葬して、遺族や近親のものが小屋に籠って諸儀礼を尽くして奉仕するわが国古代において普遍的に行なわれた葬制」で、大化前代においては庶民にいたるまで広く行われていた儀礼である(『考察』p.290)。

人が死ぬと、「仮死の状態にあると考えられた魂を、振起する」ためのタマフリが行われる(『儀礼』p.151)。これは死の直後だけではなく、殯の初期の頃まで随時行われたようである。弱まりつつある魂を揺り動かすことで励起し、生命力を取り戻す、即ち、生き返ることが期待されたのである。同様に、タマフリ的な儀礼として、匍匐儀礼も行われた。匍匐儀礼は、頭辺や脚元で匍匐い哭泣流涕したり(『紀』第五段第六の一書)、胸を打って泣きながら髪を解いて遺体に跨り、故人の名を呼んだりする行為で(『仁徳即位前紀』)、身体から離れつつある魂を呼び戻す儀礼と考えられている。『仁徳即位前紀』は、菟道稚郎子は死後三日を経ているが、大鷦鷯尊(後の応神天皇)の匍匐儀礼によって黄泉返ったと記す。このように、タマフリ・匍匐儀礼を行うことによって、生き返ることがあると信じられていたのである。

しかし、阿遲志貴高日子根神が天若日子の喪を弔うために訪ねた時、阿遲志貴高日子根神が天若日子によく似ていたので、天若日子が生き返ったと喜んだ親族に対して、阿遲志貴高日子根神は「何とかも吾を穢き死人と比ぶる」と非難している(『記』葦原中国の平定 天若日子)。この点を鑑みると、死者が生き返ると言っても、親族でない者にとっては諸手を挙げて喜べるような事態ではなかったのであろう。

タマフリ儀礼・匍匐儀礼を行っても生き返らないとなると、死への確信がいや増し、衷が発せられ、殯のための小屋が作られる(『神代紀』第九段本文)。この小屋を喪屋^{もや}と言い、殯の対象が天皇・皇后・皇子女の場合には、特にモガリノミヤ・アラキノミヤと言った。天皇や皇后などの場合には、新たに殿舎を造営したようであるが、通常は、刀剣で振り払うことができる程度の簡易な小屋を作ったようである(『神代紀』第九段本文)。

殯の儀礼は、殯宮内部の儀礼と殯庭での儀礼とに分かれる。殯宮の内部では、遺体は高野槇を用いた棺(『神代紀』第八段第五の一書)に納められて安置されており(『神代紀』第九段第一の一書)、その周囲には葬具も置かれていたようだ(『記』大国主神 根の国訪問)。西郷信綱は、『神代紀』第五段第五の一書で「一つ火燭」すことをタブーとしていることは、殯屋の中の暗闇で一つでも火を灯してはならないという意味ではなくて、逆に多くの灯がともされたことを暗示すると解釈している(西郷1999、p.242)。多くの火を灯すことにより、邪霊が進入することを防いだと考えるのである。『靈異記』中巻第25話には、死体を焼いてしまったので、他人の死体を用いて生き返る話がある。この説話から、古代においては、他人の霊が死体に宿るとも考えられていたことが分かる。本人の霊魂ではなく、邪霊がその死体に入り込まないように、殯屋の中では、多くの灯火が煌々と照らされていたのであろう。

殯宮の内には、近親者と死者に奉仕する遊部が籠もっていたが、これは女性に限られた(『儀礼』p.162)。和歌森太郎は、女性たちが「当人がさながら生きているが如くに接して、食事や歌舞をともにしたり、哭泣してよみがえりを切願したりする。それも連日連夜にわたってつまり通夜して行う」とまとめている(『考察』p.295)。殯宮内部の情景は、『神代紀』第九段本文、『記』葦原中国の平定 天若日子に詳しく記されている。死者に仕える遊部は、「殯宮内を清掃し(持帚者)、酒食を供する(御食人・穴人者)、遺体に奉仕し(造綿者)、時には死魂を寄りつかせ(戸者)、鎮魂儀礼を行ない(春女・碓女)、哭することにより(哭者)、幽鬼を慰撫した」(『儀礼』p.162)と考えられている。と同時に、女性たちによって哀悼歌としての挽歌が詠われた。彼女らは殯宮内で、「遊びき」(『記』)、「啼び哭き悲び歌び」(『紀』)とあり、騒々しい音や声により死者の霊を慰めるとともに、邪霊を近づけぬようにしたのである(西郷1999、p.241)。先に見たように、殯屋の中で明かりが煌々と照らされることも、邪霊を寄せ付けないようにするためであり、女たちは、邪霊がその死体に宿らないようにすることに最大の注意を払いながらも、死者の霊を慰撫し、生き返りを切願していたのである。

殯庭の儀礼では、発哭(なくこと；『魏志』、『万葉集』巻13-3326)、歌舞(歌い舞うこと；『魏志』、『隋書』)、誄(語ること；『敏達紀』14年8月)が行われた。「発哭」は、死者を哀悼するための人間感情の自然の発露であるとともに、被葬者に対する忠誠をも示すものであった。「歌舞」はタマフリとしての側面と、王権への服属も意味していた。「誄」は、「故人を偲び幽魂を慰撫するために述べる言葉」である(『儀礼』p.156)。天皇の崩御に際しては、皇位継承(予定)者への忠誠を誓う場とも考えられており、中央儀礼を模倣した地方首長や村の有力者にとっても同様の意味があったであろう。

「誄」は言葉を発するだけではなく、何らかの所作を伴っていたようである。これは、「大化薄葬令」で、亡人のために髪を断ったり、股を刺して誄するという旧俗を禁じているので、哀悼傷身とも結びついていたことが窺える。和田は、「傷身・断髪の習俗は、血を供進することによって死者のよみがえりを願う儀礼であり、おそらく殉死の形式化したものであろう」と述べている(『儀礼』p.162)。

以上のような儀礼が殯の間になされるが、その期間は、『記紀』では八日八夜とされている(『神代紀』第九段本文)。「霊異記」では、死後3～9日で生き返る話が多く載せられている。時代は遡るが、『魏志』では「停喪十餘日」とある。『隋書』では、「貴人三年殯於外」とあり、「庶人卜日」とある。「庶人」には「殯」の字句は記されていないが、「卜日」とあることから、即日に埋葬されることはなかったようで、埋葬されるまでの数日の間、殯儀礼がなされていたことが窺える。これらの記述から、殯は一般的には10日前後の間にわたって執り行われたと推定される。

それに対して、天皇の殯は、1年以内の場合と、天武天皇の2年3ヶ月、敏達天皇の5年8ヶ月、齊明天皇の5年3ヶ月と長期間にわたる場合とがある。天皇の殯は政治的な背景により、期間が長短したようである。和田萃は皇位継承を巡って紛糾したためと考えた(『考察』)。山折哲雄は、天皇制の場合、殯儀礼を行うことによって王権の中断を回避したのではないかと考えている。殯の段階はまだ完全に“死んで”はいないため、あたかも生きているかのように扱われることで、王の権威がまだその遺体に付着していると考えられ、王権の空位を避けたのではないかと述べている(山折2002、p.10)。納得できる指摘である。

殯の期間とこの後の葬儀の間は、遺族は白い喪服を着て、物忌みしていた(『隋書』)。

2) 葬送儀礼 葬送儀礼は、殯斂儀礼の諸儀礼が終了した後に行われる儀礼である。遺骸は船や車、輿に載せられてはこぼれた(『隋書』、『常陸国風土記』信太郡、『万葉集』巻3-475)。葬列は夜に行われることもあった(『万葉集』巻2-230)。葬列には楽器や幡、葬具などが携えられ(『常陸国風土記』信太郡)、悲しげな曲が奏でられた(『継体紀』24年是歳条)。

3) 墓前儀礼 葬所に着くと、墓前儀礼が執り行われる。墓前には葬列を飾った幡が立て並べられ(『允恭記』)、歌舞や匍匐儀礼が行われた(『景行記』倭建命の薨去)。場合によっては、殉死も行われた(『垂仁紀』28年十一月、『播磨国風土記』飭磨郡胎和里条)。

埋葬の終了後、ケガレを払うために、葬儀参列者は禊祓を行っている(『神代紀』第五段第六・十の一書、『魏志』)。7世紀後半以降からは、埋葬後、ある一定期間、遺族は葬所の近くに建てられた仮屋に忌み籠もりして、喪に服した(『儀礼』p.169)。

4) 追善儀礼 葬儀の後、追善供養も行われている。子孫たちによって、花を手向けたり、鼓吹幡旗を用いて墓前で歌舞をしたり(『神代紀』第五段第五の一書)、奉幣や墳墓の修築が行われた(『儀礼』p.171)。

4. 考古学における葬送儀礼の研究

1) “^{よもつへぐい}黄泉戸喫”儀礼 考古学から『日本書紀』・『古事記』の中に記された葬送儀礼にアプローチした論文は、小林行雄の“黄泉戸喫”に関する論考が特に重要である。『記紀』には、伊邪那岐命の黄泉国訪問譚の中で、一緒に帰ろうと告げられた伊邪那美命は“黄泉戸喫”をしたから伊邪那岐命の世界には帰れない」と言う件がある。小林行雄はこの“黄泉戸喫”を取り上げ、横穴式石室から煤付の鍋・ミニチュア竈が出土する例や、杯身・杯蓋内からハマグリやカラ

スガイなどの貝殻、フナやウナギなどの魚骨が出土する例を、“黄泉戸喫”の儀礼に伴う遺物と考えた(小林1976)。

小林の論考が発表されて以後、横穴式石室の玄室内から出土する土器は、“黄泉戸喫”儀礼に関するものと理解されている。筆者もこの考えに賛意を表するものである。そして加えて、“黄泉戸喫”という観念は、愛する人が死んでしまって生き返らないという現実を受け入れざるを得ない人々が、自らを納得させるための理由付けであったと考えるものである。腐敗していく死骸を目の当たりにして、“故人は黄泉戸喫をしたから”と説明することで、愛する人の死を受け入れたのであろう。そういった人々の諦めが玄室内に納められた土器に託されているのであろう。

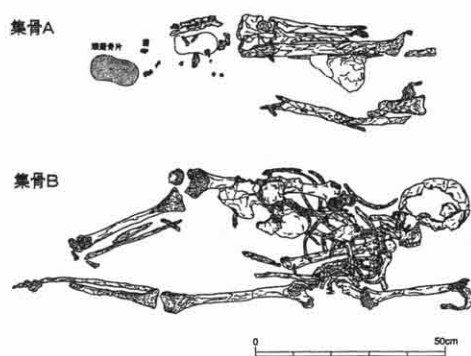
2) “^{ことどわたし}事戸度し”儀礼 小林行雄と並んで重要な視点を提示したのが、白石太一郎である。白石は、伊邪那岐命の黄泉国訪問譚の最後に、伊邪那岐命と伊邪那美命は黄泉比良坂で千引の石を挟んで対峙して行う“事戸度し”を検討した(白石1975)。『日本書紀』では「絶妻之誓建」と書いて「ことどわたし」と読ませていることから、“事戸度し”とは「夫婦の縁を切ること」と解釈する考えが大勢であるが、白石はこの解釈を斥け、「魂をもはやよびもどす望みのたたれた死者を墳墓に埋葬し、最後の別れをつけ、死者と生者の別処の宣言を行ったものではなかろうか」と述べている。そして、横穴式石室の閉塞石の下や石塊の間から出土する土器をコトドワタシ儀礼に伴うものと判断し、死霊を黄泉国(石室内)に閉じこめるための儀礼が石室外で執り行われたと論じた。白石の論考が出されて以後、閉塞石・前庭部から出土する遺物は、“事戸度し”の儀礼に伴うものと、大筋で理解されている。

筆者も白石のこの考えに賛同する者である。

“事戸度し”を詳しく見ると、伊邪那美命は「一日に千人縊り殺そう」と言うのに対して、伊邪那岐命は「一日に千五百人産ませよう」と言い返し、ここに人間の生死が生じることとなり、人間に死をもたらしたがゆえに伊邪那美命は黄泉津大神となるのである。『紀』第五段第六の一書では、伊邪那岐命は“事戸度し”の最後に「『此よりな過ぎそ』とのたまひて、即ち其の杖を投げたまふ」とあるように、現世とあの世の境界を定めて、伊邪那美命(死・死者)が現世に侵入してくることを禁じている。ここに至り、伊邪那岐命と伊邪那美命は、ともに国生みをしてきた夫婦の関係から、互いに敵対する関係へと転換する。少なくとも、伊邪那岐命(生者)にとって、伊邪那美命(死・死者)は忌避すべき存在なのである。そのため、“事戸度し”という行為は、別処の宣言だけでは不十分なものであり、現世とあの世の境界を決めた上で、死が現世に侵犯することを禁じ、死者が生き返ることまでも禁じる必要があったと考える。別処の宣言だけではなく、死者の生き返りを否定することまでも含めて、“事戸度し”と捉えるのである。

3) 改葬・集骨の意味 改葬や骨を動かし置く儀礼については、考古学では出土人骨の観察に基づいて、盛んに議論されている(高木1982、楠本1982、池田1994、川上1995)。その中でも特に重要なのが田中良之・村上久和の論考である(田中・村上1994)。

田中・村上は、大分県上ノ原横穴墓群、大分県幣旗邨1号墳から出土した人骨を検討し、埋葬後数年経てから脚の二次的移動行為がなされ、その際に飲食物が供献されたと推定した。脚の骨



第2図 集骨の分類

(京都府八幡市女谷・荒坂横穴群 上：人骨
1・下：人骨26、岩松ほか2004より)

の移動は、黄泉国訪問譚の中での伊邪那美命の“追いかける能力”を断つ、すなわち“生き返る”ことを断つ行為と捉え、死霊の再生阻止を目的とする儀礼と考えた。飲食物供献は、頭位置のものを“黄泉戸喫”、脚位置のものを、脚の骨を動かす行為と同じく、死霊の再生阻止を目的とした儀礼に用いられたと考えた。出土人骨を単に“改葬”とひとくくりにするだけではなく、骨が動かし置かれた細かなプロセスを検討した上で、それを葬送儀礼の中に位置づけ、“黄泉戸喫”や“事戸度し”の儀礼を明らかにしようとしており、

小林、白石の論考と並んで重要な視点を提供した。

筆者はこの論考に大きく触発され、横穴の中で行われた行為について、別稿にまとめたものである(岩松2006)。その論点を概述すると、横穴や横穴式石室の羨道や墓道・前庭部は土砂で埋め戻されており、玄室に出入りするには窮屈な姿勢であったこと、玄室空間は今まで漠然と考えられていた以上に狭かったということ、ゆえに、玄室内には一度に数人の人間しか入れなかったことを明らかにした。そして、出土人骨の検討から、自然なままに骨化した人骨はほとんどなく、人骨は多かれ少なかれ動かされていること、それゆえ、空間を空けるために人骨が動かし置かれた、いわゆる“後片づけ”の結果と捉えられないことを指摘した。次いで、人骨の集められ方には2種あり、ほぼ伸展位状態にあり、一部もしくは多くの骨が動かされているもの(集骨B)と、長管骨が束ね置かれているもの(集骨A)がある(第2図)ことを、全国の出土例を基に明らかにし、玄室内で骨を動かし置く儀礼がなされたと論じた。古代においては黄泉国と現世との行き来が容易である、即ち、黄泉返りが容易であると考えられていた。それゆえ、本人/他人の死霊がその死体に宿って生き返ることを防ぐために、玄室に遺骸を納めるに際しては骨を動かし置いて、不完全な骨格(集骨B)にする儀礼が執り行われたが、この儀礼が“事戸度し”儀礼であると考えた。数年後に、死霊の個性が消滅し祖霊の仲間入りをしたと判断された段階に、再度玄室内に入り込み、集骨Aへと骨を動かし置いたと考えた。この事情は、風葬でも同じである。横穴内に葬られる前に、横穴外で骨化したと判断される人骨も認められ、こういったものは、当時一般的に行われていた風葬を経て、横穴内に集骨されたものと考えた。

上述のように、筆者も骨を動かし置くことは死霊の再生阻止と考えるものであるが、骨は二段階に分けて動かされたこと、初回の骨を動かす行為は横穴に納められた直後に行われたとする点で、田中・村上の考えとは異なっている。“死霊の再生阻止を目的とする儀礼”は、埋葬後数年経てからではなくて、埋葬直後になされるのが、理に適っていると考えられるからである。そして、骨を集骨Bに動かし置く行為と、玄室から出た直後に横穴の外で宣じらたであろう“別処”の呪言までを含めて、“事戸度し”儀礼と捉えるものである。

民俗学では血肉を骨から脱落させることが“死者の浄化”と考えられている。少し長くなるが

引用しよう。「沖縄には、洗骨の風習がいまものこっている。それは遺体を数カ月から一年、ときによってはさらに長く放置し、水分は『シルヒラシ』(汗乾し)とって乾燥させ、屍肉はことごとく脱落させ、白骨化させる。その後この白骨を酒できれいに洗い清め、頭骨から順にならべて壺におさめ、一族の墓に本葬する。洗骨に携わるのは、血縁の女性である」とその具体例を紹介しつつ、「腐るべきものを腐らせ、剥落すべきものを剥落させる。そうしてのこったものが清浄とされるならば、最後にのこる骨はもっとも清浄、かつ神聖なのであって、骨は祖霊加入の条件を満たすものと見なされたのである」(吉野1995、p.76)としている。

4) 殯儀礼の場所 土生田純之は古墳築造・埋葬時のプロセスを検討し、墳丘の下や中位で検出される焚き火跡や土器の埋納を、古墳築造前・途上に行われた儀礼に伴うものとした。そして、墳丘上に穿たれた柱跡・杭跡を殯屋と解釈し、古墳上で殯儀礼が行われた場合があることを指摘した(土生田1994)。

一方、田中良之は、考古学的に殯の期間と場所とを推定した(田中2003)。田中は、愛媛県松山市葉佐池古墳から出土した人骨にヒメクロバエ属の囲蛹殻が付着していた事実に着目し、ヒメクロバエは腐肉を好み、暗闇では活動しない点から、死後腐敗が進む3～4日以後に、ある程度明るい場所で産卵されたと推測し、この期間と場所こそが殯であり、遺骸が殯屋の中に安置されていたと推定した。さらに、宮崎県えびの市島内地下式横穴墓群69号墓出土人骨の骨盤腔内から骨盤腔外にかけて大便が出土した事例を引き、死後腸管内にガスが充満し、その圧によって結腸・直腸に残されていた大便が体外に噴出されたと考え、「死後一定期間殯を行ったとしても、ガスが充満する以前には埋葬」されたと推定した。そして、ガスが充満する期間は季節によって異なるが、葉佐池古墳の事例や『魏志倭人伝』などの記事と併せて、10日前後と考えた。そして、「殯は墳墓域ではなく、居住域もしくは『歌舞』が可能な開けた場所において行われ、殯屋を建て、通常は一週間以上十数日で埋葬された可能性が高く、被葬者の階層や社会的機能に応じて、墳墓や儀礼の規模と長さが異なると考えられる。1年以上というような場合は特殊なケースであり、通常は首長層でも短かったと考えられる」(pp.253～254)と結論づけ、墳丘上に殯屋を設けたという考えを退けた。

筆者も殯屋は古墳上に作られたとは考えない。一つには、殯の期間が民衆では10日前後と短期間であり、この間にとうてい、墳丘を完成させることはできないと考えるからだ。さらに、先に見たように、殯は、多くの人間が集まり来て、日夜歌舞飲食し、誄するという内容からして、人里離れた山中に殯屋が作られたというイメージが湧いてこないからだ。田中良之が指摘するように、殯屋が作られたのは、村の縁辺もしくは村はずれといった場所であろう。

5) 前庭・墓道への土器供献儀礼 横穴の前庭および墓道内からは、破碎された土器や完形に近い小形の土器が出土する場合がある。亀田博は、古墳で行われる儀礼はそれが執り行われる場所(=土器が出土する位置)によってその内容(土器の種類)が異なるという指摘を行っている(亀田1977)。亀田によると、横穴式石室の石室前庭部の周辺や羨道部周辺から出土する土器を壺・器台と大甕に分け、壺・器台は祖霊に対して供献されたもの、大甕は“事戸度し”といった食別

れの儀礼が執り行われた結果と推定している。こういった土器供献儀礼について、京都府八幡市女谷・荒坂横穴群の調査例から振り返っておこう。

女谷・荒坂横穴群の各横穴の墓道内埋土からも土器の出土を見ているが、意図的に埋納した状態で出土しているものがある(岩松ほか2004)。埋納土器には大きく2種あり、①大形の須恵器甕が破碎されて出土する場合と、②完形に近い小形品が出土する場合とがある。①は女谷B支群5・13・17・18号横穴、②は女谷B支群1・5・13号横穴、女谷C支群2・3号横穴、荒坂B支群14・15号横穴で観察されている。①②ともに、墓道上に設けられた通路を埋め戻す際に入れられた状態であることから、玄室から退出した後、通路が埋められる直前に、前庭部・墓道上で執り行われた儀礼に用いられたものであろう。そして、①の特色としては、細片に割られていること、接合しても完形にはならないこと、墓道の中でも②よりも上位に埋納されていることが挙げられる。②は、①よりも下位に埋まっており、小形品で、完形に近いことを特色とする。類例は少ないが、①は②の埋納行為に遅れて埋置されたものであり、おそらく、最終段階の入室に伴い埋め置かれたものであろう。

以上のことから、現時点では、②は個人の葬儀に際して行われた儀礼、いわば“事戸度し”儀礼で用いられた土器、①はその横穴の使用停止時に執り行われる最終的な儀礼で用いられた土器で、その横穴に眠る祖霊全体を祀る祭祀に供されたものと理解している。

同様の破碎儀礼は、山陰、九州、南関東地方の横穴でも確認されている。津田憲司は、関東地方の横穴の調査を精査し、横穴の墓前において火を用いた儀礼が行われたことを指摘した。執り行われた位置により、①閉塞に伴い羨門で執り行われる儀礼、②閉塞とは関連しない、羨門付近で執り行われる墓前祭祀、③埋葬後の墓前域で執り行われる追悼供養的祭祀、の三種の儀礼を想定した(津田2002)。津田によると、①・②の祭祀に土器の破碎行為が伴うという。実際の儀礼がどういったものであるのか、氏の論考の中では具体的には示されていないが、女谷・荒坂横穴群で観察される小形土器供献と大形甕の破碎供献行為と関連する祭祀が、南関東地方でも執り行われていたことを示唆するものとして、興味深い。

入室の回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
故	A	▽	—————		▼	-----					
	B	-----		▽	—————		▼	-----			
	C	-----			▽	—————				▼	-----
人	D	-----				▽	—————			▼	-----
	E	-----					▽	—————			▼
大甕破碎供献		★									

————— 霊の浄化 ▽埋葬(集骨B)
 ----- 祖霊 ▼集骨Aへと骨寄せ

第3図 玄室への入室と骨寄せ

第3図は、ある横穴での玄室内への入室回数と埋葬・骨寄せ行為を概念的に表わしたものである。AからEまでの5名の埋葬行為で図示してある。1名の埋葬者に対して、埋葬時と集骨Aへの骨寄せ時の2回の入室が行われるであろうが、時間的に近接している場合には、1回の入室で複数人の埋葬と骨寄せを同時に行ったであろう(表では3回目の入室で、Aの骨寄せとCの埋葬を同時に行ったとしている)。▽▼で記した位置で玄室に入室しているので、小形土器の供献はこの時点でなされたと判断できるが、小形土器供献はすべての横穴で観察される行為ではなく、実施されている横穴であっても、1横穴で1～2回程度しか見られないので、いずれの段階になされたかについてはよく分からない。

そして、最終的には、その横穴へ埋葬されるべき人々がすべて埋葬されてしまい、最後の埋葬者が祖霊へと昇華し、その横穴内のすべての死霊が祖霊となった時点で、大甕が破碎され、墓道上に掘削した通路内に埋め置いて、その横穴の使用を停止したのであろう(★の位置)。

5. 古墳時代後期～古代における葬送儀礼の実際

以上の内容を時系列の順にまとめると、以下のようになる。

ある個人が死を迎えると、タマフリ・匍匐儀礼がなされ、生き返ることが期待される。しかし、生き返りが適わず、死亡への確信がいや増すと、村の縁辺もしくは村外れに殯屋が作られた。殯の期間およびこの後の葬送の間中、遺族は白い喪服に身を包んでいた。遺骸は高野槨で作られた木棺に納められ、殯屋の中に安置された。殯屋の中は灯火で煌々と照らされ、女性たちは清掃する者、酒食を供する者、遺体に奉仕する者、死魂を寄りつかせる者、鎮魂儀礼を行う者、哭する者とに分かれて死者に仕えていた。死者は彼女らにより、生前の生活をそのまま送っているかのように扱われ、哀悼歌としての挽歌が詠われ、騒々しい音や声で邪霊が寄りつかないように注意が払われ生き返ることが希求された。

殯屋の外では、近親者の男たちは、弔問に訪れた多くの人々とともに、泣き、歌い舞い、語ることが行われた。これらの行為は、邪霊を遠ざけるために、騒々しく行われたことであろうが、死者を偲び、哀悼する行為であるとともに、死者の魂を慰撫するための行為でもあった。と同時に、死者や彼の遺族に対する忠誠・友誼を示す意味もあった。死者や遺族の前で“誄”をする際に、髪を切ったり、股を刺したりすることもあった。

殯屋での儀礼は、10日前後行われた。殯の儀礼を行っている間に生き返りが適わない場合には、故人はすでに黄泉国で“黄泉戸喫”を行ったためと判断され、故人の死を受け入れて、死が確定する。季節によっては、この時点で死骸の肉が腐敗して、肉汁が流れ、蛆が湧いたこともあったであろう。

葬送に際しては、遺族は棺を守って葬所へと出発する。棺は車や船・輿に載せられて、葬具・楽器・幡とともに葬地へ赴いた。葬列は、赤や青の幡が風にはためく中を、悲しげな曲を奏でて、挽歌を詠いつつ進んだことであろう。

遺骸が葬られるべき横穴の前に着くと、墓前儀礼が執り行われる。墓前には葬列を飾った幡が

立て並べられ、死者に対して最後の歌舞や匍匐儀礼が執り行われた。玄室の中には近親者を中心とした数人しか入れないため、おそらくこの墓前に於いて、故人と葬儀参列者全員との間で“別れの儀式”が執り行われたであろう。相前後して、玄室に向けて、一人が入れる程度の入り口とそこに至るための簡単な通路が掘削される。横穴の入り口は、前回の葬儀が終わった際に、土砂で埋め戻されていたからである。まず、近親者を中心とした数人が玄室の中に入り、多くの灯火が灯された。次いで墓道・前庭上に集まった人々が遺体の入った棺を横穴の中の人々に手渡すが、玄室への入り口の大きさを考慮すると、木棺から取り出して遺骸だけを玄室の中に入れた可能性もある^(注4)。

玄室の中では、生前に彼／彼女を飾っていた装身具や武具、刀をはじめとする鉄器、食べ物を入れた土師器・須恵器が、副葬品として並べ置かれる。これらの食べ物は、“黄泉戸喫を行った”即ち、“故人は黄泉国の住人になった”、“もう生き返らない”という意味を象徴するものであろう。その後、故人の霊が死骸に宿って生き返ることができないよう、骨を動かし置く作業が行われる(集骨B)。これには、其処此処に彷徨っている他人の死霊がその肉体を借りて生き返ることを防ぐ意味もあった。遺骸の腐敗状況によっては、骨を動かし置くために、小刀で死骸の腱や筋を切断することもあったであろう。故人は、一方では思慕する対象として存在しているのだが、他方では、もはや生き返ってもらっては困る、忌避すべき存在でもあるのだ。通過儀礼的に捉えようと、現世に生きる人々と、彼らを守護する祖霊との中間的な存在であり、極めて危険な力を有する存在(=荒魂^{あらたま})と捉えられたのであろう。

この後、近親者は玄室から外に這い出して、横穴の穴を塞ぎながら参列者共々、“事戸度し”の儀礼の最後として呪言が宣じられたであろう。横穴の通路が厚く土で塞がれたのは、死霊が現世にしみ出さないようにするためであり、故人は今や、生者に危害をもたらす荒魂として生者の住む世界に出られないように、玄室の中に閉じこめられたのである。閉塞土を埋め戻す時点で、土器などが玄室に入るための通路に投げ込まれた。

村への帰り道には、村の中にケガレが持ち込まれないように、河原で禊ぎが行われ、ケガレが祓われた。

横穴や横穴式石室に当時の人々が全て葬られたとは考えられないので、大多数の人々は山中に遺骸が“放られ”たであろう(西郷1999)。その場合にも横穴での儀礼と同様の行為が行われたのであろうが、死霊を封じ込める閉塞土に代わるものとして、幾重もの結界が設けられていたことは間違いなからう。

遺族は、数年間にわたって“追善供養”を行い、故人の魂の浄化を行う。墓前には花が手向けられたり、鼓吹幡旗を用いて歌舞が行われたりした。荒魂から和魂^{にぎたま}への昇華が企図されるのである(五来1994)。十分に魂が浄化されたと判断されると、死者の魂は生前の“個性”が消失し、祖霊の中に仲間入りしたと認識される。この状態への移行を儀礼行為として表現したのが、横穴の中の人骨を、再度動かし置く行為であろう(集骨A)。以後、故人の魂は祖霊の中の一員として、子孫を護ってくれる存在へと昇華したのである。

やがて、横穴を使用する世代が交替し、新しい横穴が横に作られたため、古い横穴には新たに遺骸を納めなくなる。古い横穴に最後に納められた人物の骨が集骨Aへと骨寄せされ、すべての死霊が祖霊へと昇華してしまうと、その横穴内にはもはや荒魂は存在しなくなる。この時点で、その横穴の使用は停止され、祖霊への供養を兼ねて、子孫や近親者は大甕を破碎し、墓前や通路内に埋め置いたのであろう。以後、その横穴は、子孫を護ってくれる祖霊の宿る聖地として、長く語り継がれ、意識されたのであろう。

筆者の住まう京都では、遺骸を焼いた後、身体各部の骨を少しずつ拾い上げて、径15cm、高さ20cm程度の壺に詰め、最後に喉仏を据えて、骨上げを終える。その際に、頭蓋骨をはじめとして、おおきな骨は破碎される場合がある。果たしてこういった行為は、腐敗の進む肉体の腱や筋を切断して骨を動かし置く行為や、一部の骨を抜き取る行為と質的な違いがあるのであろうか。

(いわまつ・たもつ=当センター調査第2課調査第3係主任調査員)

- 注1 本文中では横穴を中心に検討しており、横穴式石室の事例については全く触れていない。しかし、横穴式石室でも同様の儀礼が執り行われていたと考えるものである。
- 注2 引用箇所“見出し”は、『古事記』は倉野憲司校注の岩波文庫(初版1963)、『日本書紀』は岩波書店刊『日本古典文学大系 日本書紀』上・下(初版1967・1965)を用いた。また、『風土記』は吉野裕訳の平凡社刊『東洋文庫』(初版1969)、『日本霊異記』は原田敏明・高橋貢訳の平凡社刊『東洋文庫』(初版1967)、『魏志倭人伝』、『隋書倭国伝』は和田清・石原道博編訳の岩波文庫『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(初版1971)を用いた。『日本書紀』は『紀』、『古事記』は『記』、『日本霊異記』は『霊異記』、『魏志倭人伝』は『魏志』、『隋書倭国伝』は『隋書』と略記する。
- 注3 これらは接合しても完形にはならないものがほとんどである。横穴の墓前で破碎せずに、他所で破碎してその一部のみを墓道に埋納しているのかも知れない。島根県菅田横穴墓群の調査では、後背墳丘で出土した須恵器大甕片と各横穴の墓道内出土の破片と接合している(廣濱2005)。
- 注4 松山市葉佐池古墳では、長さ185cm、幅43+ α cm、高さ30cmの木棺が復原されている。

引用文献

- 青木保『儀礼の象徴性』 岩波現代選書 1998
- 池田次郎「法貴B一号墳および堀切六号横穴の改葬人骨と近畿におけるその類例」『橿原考古学研究所論集』第12 吉川弘文館 1994
- 岩松保「黄泉国への儀礼」『京都府埋蔵文化財論集』第5冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2006 所収予定
- 岩松保ほか『女谷・荒坂横穴群 京都府遺跡調査報告書』第34冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 2004
- 亀田博「後期古墳に埋納された土器」『考古学研究』第23巻第4号 考古学研究会 1977
- 川上邦彦「終末期古墳における改葬墓に関する諸問題」『後・終末期古墳の研究』 雄山閣出版 1995
- 楠本哲夫「改葬のこと」『考古学と古代史 同志社大学考古学シリーズ』I 森浩一編 1982
- 小林行雄「黄泉戸喫」『古墳文化論考』 平凡社 1976

- 五来重『日本人の死生観』 角川選書 1994
- 西郷信綱「黄泉国とは何か」『古代人と死 大地・葬り・魂・王権』 平凡社 1999
- 白石太一郎「ことどわたし考」『橿原考古学研究所論集 創立35周年記念』 吉川弘文館 1975
- 高木正文「古墳時代の再葬」『森貞次郎博士古稀記念 古文化論集』下巻 森貞次郎博士古稀記念論文集刊行会 1982
- 田中良之・村上久和「墓室内飲食物供献と死の認定」『九州文化史研究』第39号 九州大学文学部 1994
- 田中良之「人骨および付着ハエ囲蛹殻からみた殯について」『愛媛県松山市 葉佐池古墳』 松山市教育委員会 2003
- 津田憲司「横穴墓での墓前祭祀に関する覚書」『奥津城研究』第2号 奥津城研究会 2002
- 都出比呂志「前方後円墳と民族形成」『待兼山論叢』第27号 大阪大学文学部 1993
- 土生田純之「古墳構築過程における儀礼」『古墳文化とその儀礼』 1994
- 廣濱貴子『菅田横穴墓群 松江市文化財調査報告書』第98集 松江市教育委員会・(財)松江市教育文化振興事業団 2005
- 山折哲雄『死の民俗学 日本人の死生観と葬送儀礼』 岩波現代文庫 2002
- 吉野裕子『日本人の死生観』 人文書院 1995
- 和田萃「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」『東アジア世界における日本古代史講座 東アジアにおける儀礼と国家』第9巻 學生社 1982
- 和田萃「殯の基礎的考察」『史林』第52巻第5号 史学研究会 1969(『論集 終末期古墳』 塙書房 1973 所収)

7. 難波野条里制遺跡

所在地 京都府宮津市字難波野・江尻地内
調査期間 平成17年10月6日～平成18年2月27日
調査面積 1,300m²

はじめに この調査は、国道178号道路(通称「府中バイパス」)新設改良事業に先行して、京都府土木建設部の依頼を受けて、遺跡の実態を把握するために、平成14年度から継続して実施している発掘調査および試掘調査である。

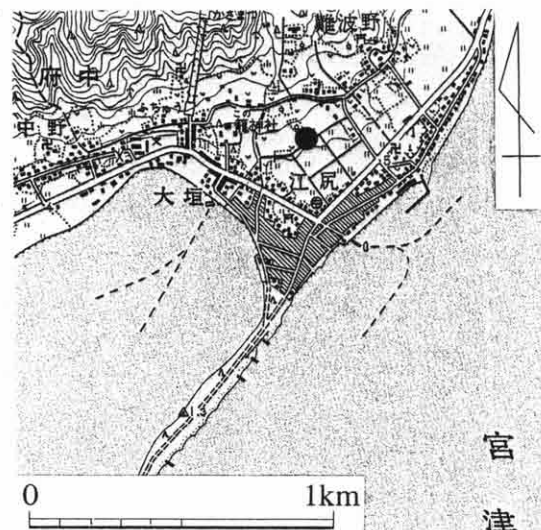
大垣遺跡・一の宮遺跡・難波野条里制遺跡は、景勝地天橋立の北端、成相山系と宮津湾・阿蘇海に挟まれた狭小な平野部に位置している。この地域はかつて府中と呼ばれ、古代丹後の中心地として栄え、雪舟等楊が「天橋立図」に中世の府中の町並みを描いたところとして有名である。

昨年度の調査で、平安時代～中世の建物跡・井戸、古墳時代中期の住居跡、弥生時代～中世にかけての遺物が多数見つかった府中公園隣接地を中心に発掘調査を実施した。

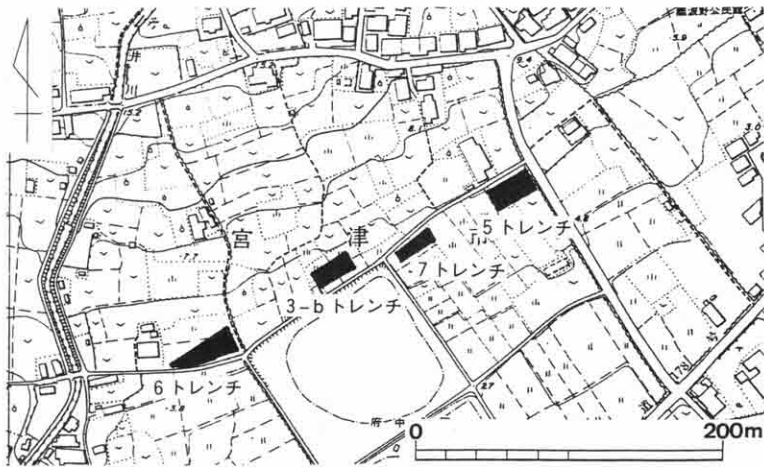
調査概要 難波野条里制遺跡では、農作業進入路を確保した後、府中公園の北側で1か所のトレンチ、府中公園の東側で2か所のトレンチを、府中公園の北西で1か所のトレンチを設定した。各トレンチの概要は、以下のとおりである。

1) 3-b トレンチ 昨年度に斜面に石を貼り付けた貼石遺構 S X22を検出した3トレンチと一部重複して設定したトレンチである。上層遺構では、古墳時代中期を中心とした遺物包含層を掘り込んだ平安時代後期～中世の柱穴群を検出した。貼石遺構 S X22の貼石は方形にめぐると推定される。貼石の範囲は南辺で東西約16.2mを測る。東辺を約7.8m、西辺を約2.8m検出した。周溝の幅は東辺で約4.5m、南辺で確認できた地点で約5.0mを測る。西辺は明確でない。周溝から古墳時代の土器に混じって弥生時代中期の土器底部が出土した。調査範囲内では埋葬施設は確認されていない。また、トレンチ南東部で貼石遺構 S X22と同様の貼石遺構を確認した。北西隅と推定される。貼石遺構 S X22南辺の貼石の上段が欠落している地点から、古墳時代後期の方形の竪穴式住居跡1基を検出した。

2) 5 トレンチ 北東方向に傾斜する灰色系の



第1図 調査地位置図
(国土地理院1/25,000宮津)



第2図 トレンチ配置図



第3図 3-bトレンチ方形貼石遺構(南東から)

砂礫層面でトレンチ全体に多数の柱穴群を検出した。掘立柱建物に復原できる建物跡を3棟以上確認した。また、トレンチ南西端では、長径50cm大の礫が堆積した土石流の痕を検出した。灰色系砂礫層の上には、古墳時代～中世の遺物包含層が堆積する。包含層からは、7世紀の土馬や奈良時代の墨書土器、風字硯などが出土した。

3) 6トレンチ 重機掘削中に多数の柱・杭を確認した。また、平安時代～中世の土器が出土しているので建物跡が存在している可能性が高い。

4) 7トレンチ 砂礫層が厚く堆積していることを確認した。堆積層から古墳時代～中世の遺物が出土した。

まとめ 今回の調査で明らかになったこと列記し、まとめとしたい。

- ① 条里制に関連する遺構は検出していないが、昨年度の調査で平安時代後期～中世の井戸や建物跡、多数の柱穴を検出した地点の西側の6トレンチで柱痕跡を検出していることから、集落跡は、西方の真名井川付近まで広がっている可能性が高くなった。
- ② 府中公園東方の5トレンチで掘立柱建物跡を検出したことから、集落跡は東にも広がっていたことを確認した。
- ③ 昨年度の調査で奈良時代の墨書土器、円面硯などが出土し、今回も5トレンチで墨書土器、風字硯などが出土し、地方官衙に関連した遺構の所在した可能性が推定されるようになった。
- ④ 3-bトレンチで検出された2基の方形貼石遺構は、年代・性格が明らかでないが、弥生時代の方形貼石墓の可能性が高いと考えられる。

(石尾政信)

8. 田^{たな}辺^べ城^{じょう}跡 第26次

所在地 舞鶴市字南田辺小字表町ほか
 調査期間 平成17年9月12日～12月21日
 調査面積 800m²

はじめに 田辺城跡は、西舞鶴市街地にある。本丸を中心に二ノ丸、三ノ丸を設け、これらを堀で囲う輪郭式平城である。今回、三ノ丸の南東隅にある武家屋敷跡で宅地開発事業が計画されたため、当調査研究センターでは、舞鶴市教育委員会の依頼を受けて、発掘調査を実施した。

調査概要 平成16年度に、舞鶴市教育委員会が実施した試掘調査を受けて、開発対象地内に3か所のトレンチを設定して、調査した。重機を用いて表土を除去した後、人力で掘削を進め、遺構を精査した。その結果、下記の遺構・遺物を多数検出することができた。

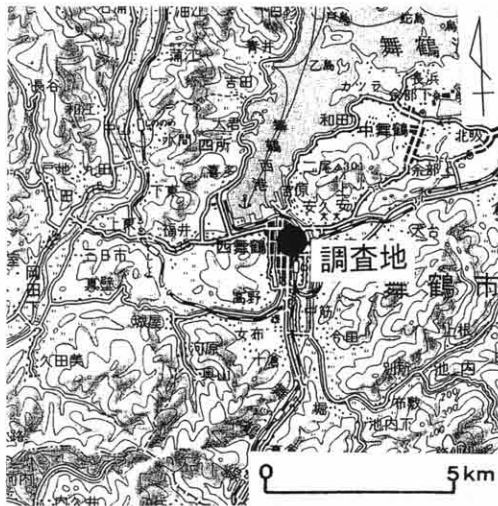
第1トレンチでは、建物礎石、人頭大の円礫を並べた護岸状の遺構、流路跡、石組み遺構などを検出した。流路跡は、江戸時代の末期頃に整備されたもので、板と杭で護岸されていた。石組み遺構は、角礫を集積したもので、湿地状の窪地に作られた不定型な遺構である。第2トレンチでは、建物礎石、道路跡、上水道施設、石組み遺構、流路跡、土坑、杭列などを検出した。道路跡は、御水道と呼ばれる石組み水路に並行して作られていることがわかった。鉄分の多い砂利を敷き詰めて整地したものである。建物礎石は、この整地層の下で検出した。上水道施設は、竹を地中に埋めて水源から邸内に導水する施設で、導水管の先に漆喰で強化された桶を設けるものである。導水管と漆喰を伴う桶の一部を確認した。石組み遺構は、倉のような建物の基礎であろう。流路跡は、蛇行する細い溝が集合したもので、杭列が認められた。第3トレンチでは、建物礎石、道路跡、上水道施設、流路跡、土坑、杭列などを検出した。上水道施設の一部とみられる円形の漆喰跡が数か所でみつかった。流路跡には、武家屋敷宅地として造成が行われた後のものと、それ以前のものがあった。前者は、宅地境界を流れる溝かもしれない。後者は、水田用水路と考えられる。

包含層や遺構の掘削に伴い、多くの遺物が出土した。遺物には、陶磁器、金属製品、土製品、木製品などがある。陶磁器は、江戸時代初期から末期にかけてのものがある。初期のものには肥前・美濃製品がある。大半は江戸時代後半期のもので、肥前陶磁器の割合が高い。清水・美濃・信楽・備前・丹波の製品なども見られる。末期頃になると瀬戸の磁器が見られるようになる。金属製品には、刀装具・^{かんざし}簪・煙管・銭・鋏・釘・鉄砲玉・不明装飾品などがある。木製品には、箸・椀・桶・板や柱など建築部材とみられるものなどがある。土製品には、泥人形がある。そのほか、遊具として碁石が出土している。

まとめ 以上のように、今回の調査では、三ノ丸武家屋敷群を構成する屋敷跡、道路跡などの遺構を検出し、あわせて、当時の生活遺物を多数得ることができた。屋敷地を造成した際の整地

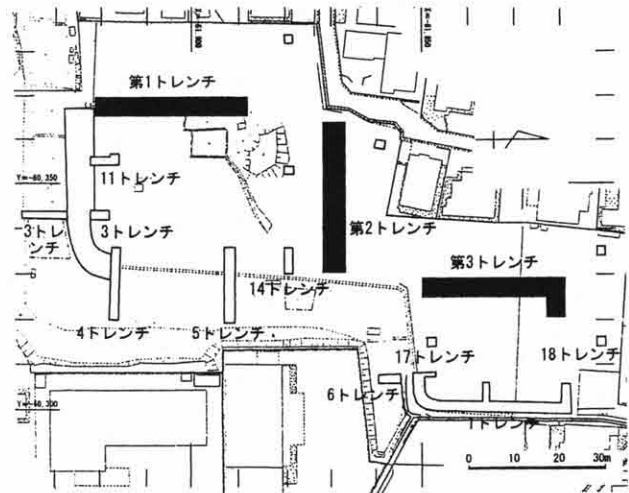
土層や、三ノ丸造成以前とみられる水田遺構の痕跡など、田辺城築城の様子を知る上で重要なデータを得ることができた。

(田代 弘)

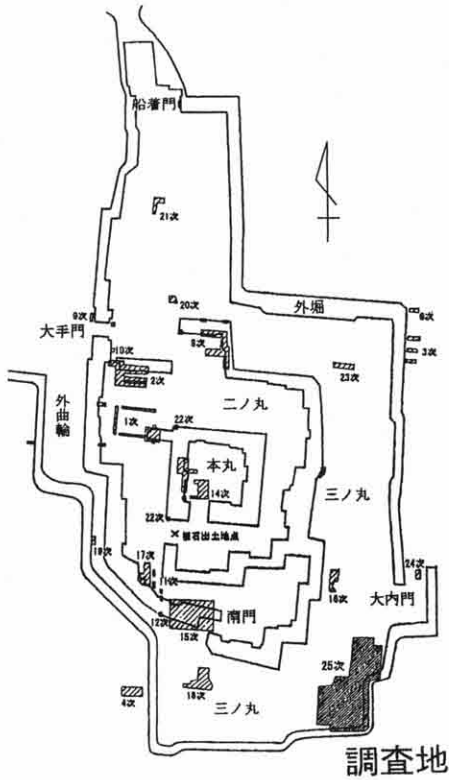


第1図 調査地位地図

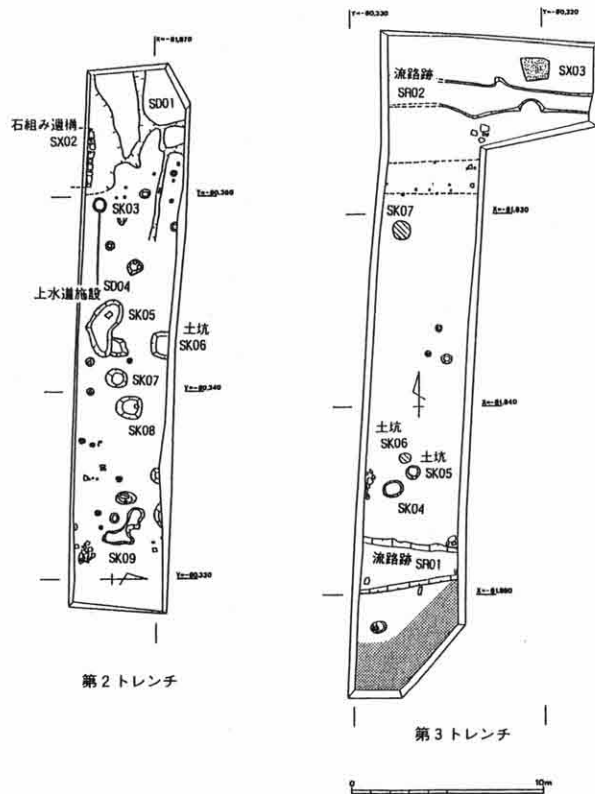
(国土地理院1/200,000宮津)



第3図 トレンチ配置図



第2図 調査地位地図(1/5,000)



第4図 検出遺構実測図

9. 岡^{おかの}ノ遺跡第4次

所在地 福知山市東岡町・南岡町地先
 調査期間 平成17年5月10日～平成18年1月12日
 調査面積 2,700m²

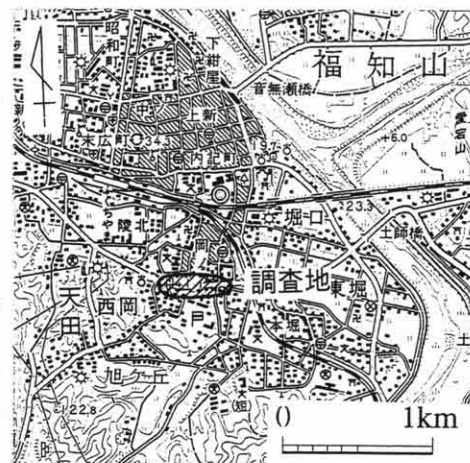
はじめに 岡ノ遺跡第4次調査は、国道9号線の拡幅工事に伴うもので、国土交通省近畿地方整備局の依頼により実施した。

平成15年度から試掘調査および発掘調査を国道9号線の南北両側において東西約500mにわたって行った結果、弥生時代の竪穴式住居跡や方形周溝墓、古墳時代初頭の竪穴式住居跡・掘立柱建物跡、奈良・平安時代の掘立柱建物跡群、江戸時代の大溝・井戸などが確認され、福知山市教育委員会の調査成果も合わせて、弥生～江戸時代の複合遺跡であることが判明した。

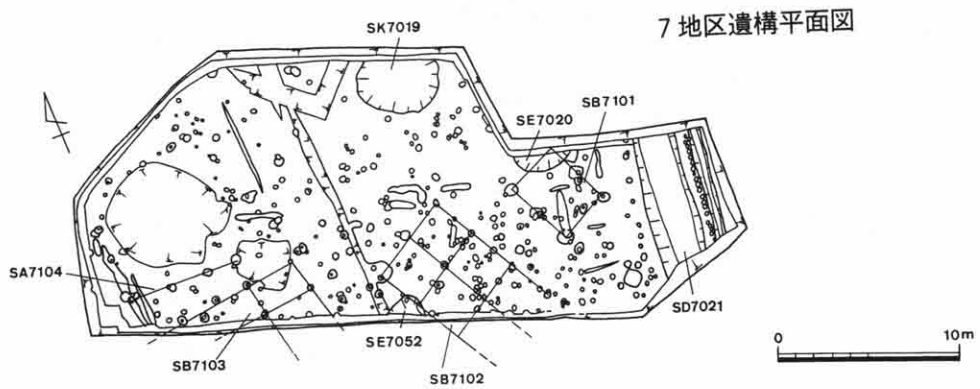
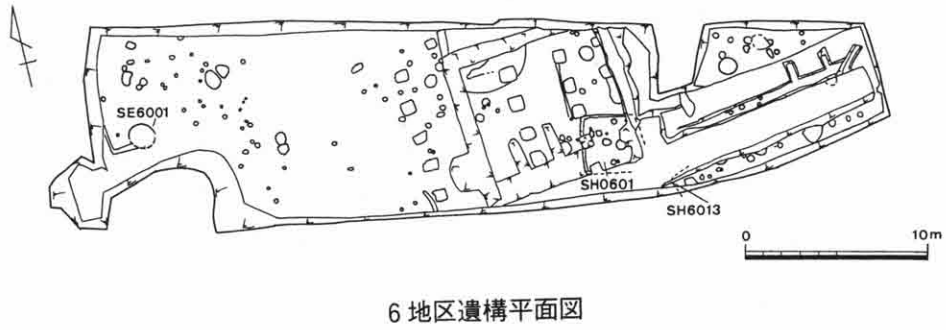
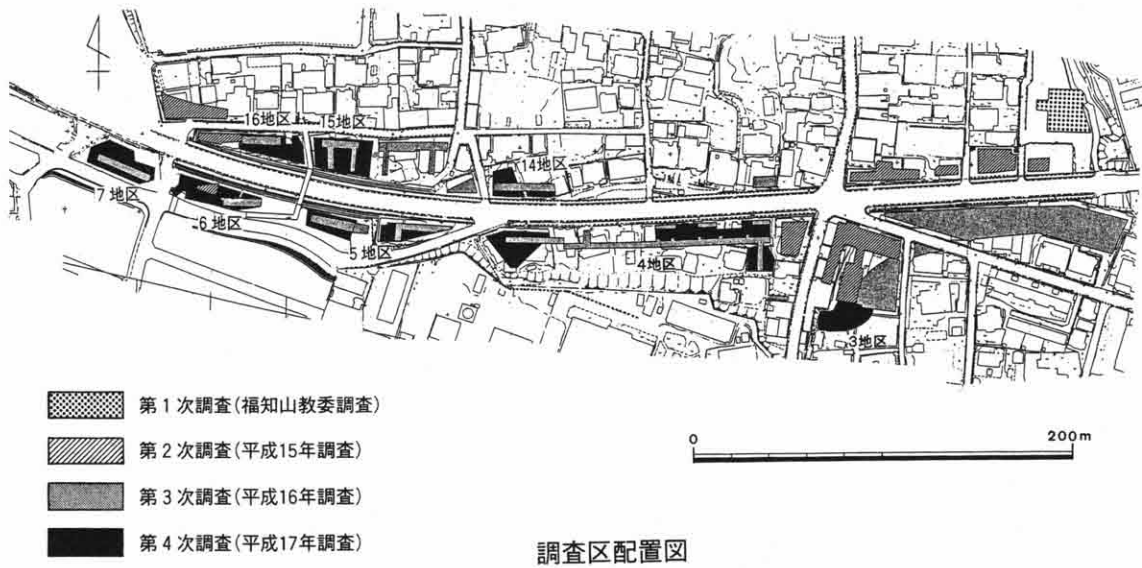
調査概要 過去2か年の試掘・発掘調査成果を受けて、11地区で面的な発掘調査を実施し、各調査区から弥生～江戸時代に至る各時代の建物跡・土坑・大溝・井戸・ピットなどの諸遺構を検出した。顕著な遺構として、3地区では、奈良・平安時代の方形掘形の柱穴で構成される2間×3間の南北棟の掘立柱建物跡1棟と、南北方向の柵列跡、4地区では、等間隔に掘削された江戸時代の井戸あるいは井戸状遺構・ピット群、鎌倉時代の土壙墓1基、6地区では、弥生時代末期の方形竪穴式住居跡2基、中世の円形素堀り井戸状遺構、7地区では、中世の掘立柱建物跡・柵列のほか、中世～近世初頭の大規模な掘立柱建物跡、江戸時代初頭の素堀り円形井戸や同時期の幅3mの南北溝、14地区では、東西方向に並ぶ柱穴群、16地区では、奈良・平安時代の掘立柱建物跡1基や、弥生時代末期の方形竪穴式住居跡などがあげられる。出土遺物には、壺・甕・高杯などの弥生土器や打製石鎌、古墳時代後期の須恵器杯蓋、奈良・平安時代の須恵器杯・蓋や土師器杯・甕、土錘、鎌倉時代の瓦器椀・鍋、土師器皿、輸入陶磁器(中国龍泉窯系青磁椀)、鉄製品類、近世初頭の瀬戸・丹波・志野などの国産陶磁器などがある。鉄製品は、刀子と簪^{かんざし}である。

まとめ 今年度の調査によって弥生時代末期の集落の展開や、奈良・平安時代の掘立柱建物跡群の面的広がりや変遷、中世時の丘陵上での集落と造墓の相互関係、そして中世末期以降本遺跡が城塞として漸次形成されていく過程など、岡ノ遺跡の変遷の一端を垣間見ることができた。また、出土遺物中、特に中世墓や中世の円形素堀り井戸出土の遺物は、点数は少ないものの一括資料であり、当地域の当該期の土器編年研究に大いに寄与できるものと思われる。

(松井忠春)



第1図 調査地位置図
 (国土地理院1/50,000福知山)



第2図 調査区配置図および検出遺構平面図

10. 案察使遺跡第7次

所在地 亀岡市保津町出井・上火無
 調査期間 平成17年10月18日～平成18年2月6日
 調査面積 460m²

はじめに 今回の調査は、京都府土木建築部の依頼により平成17年度主要地方道路亀岡園部線緊急地方道路整備事業に先立つ発掘調査として実施した。

案察使遺跡は、亀岡盆地を貫いて流れる桂川の東岸に立地する集落遺跡である。周辺では圃場整備事業関連調査などが行われている。

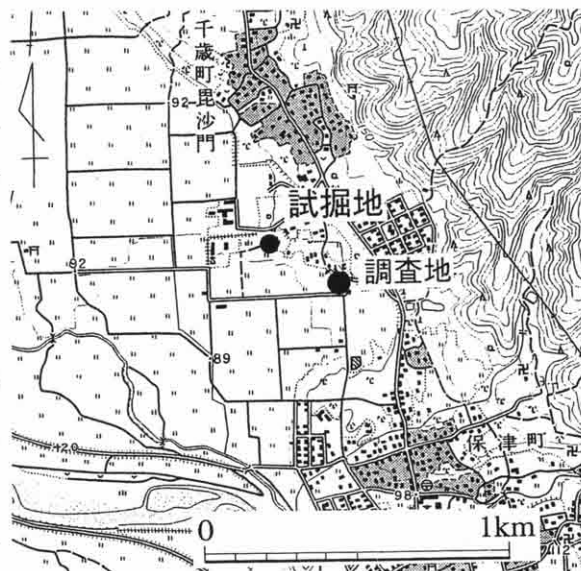
平成14年度の調査では、土器作りのための粘土を採掘したと考えられる多くの土坑が検出され、その内部からは弥生時代後期末の土器が出土している。同時に木製品なども出土した。

平成16年度の調査では、平成14年度調査地と近接する調査トレンチから弥生時代中期と後期末の粘土採掘坑を検出した。また、丘陵上にある第2トレンチからは、弥生時代中期の土器棺墓や平安時代末の柱穴を検出した。出土遺物には、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世の各時代のものが認められた。湧水点直下にトレンチを設定した第3トレンチでは、縄文時代早期の押型文土器などとともに隠岐鬱稜火山灰が検出され、押型文土器がその下層から出土したことから、年代決定の重大な資料を提出した。

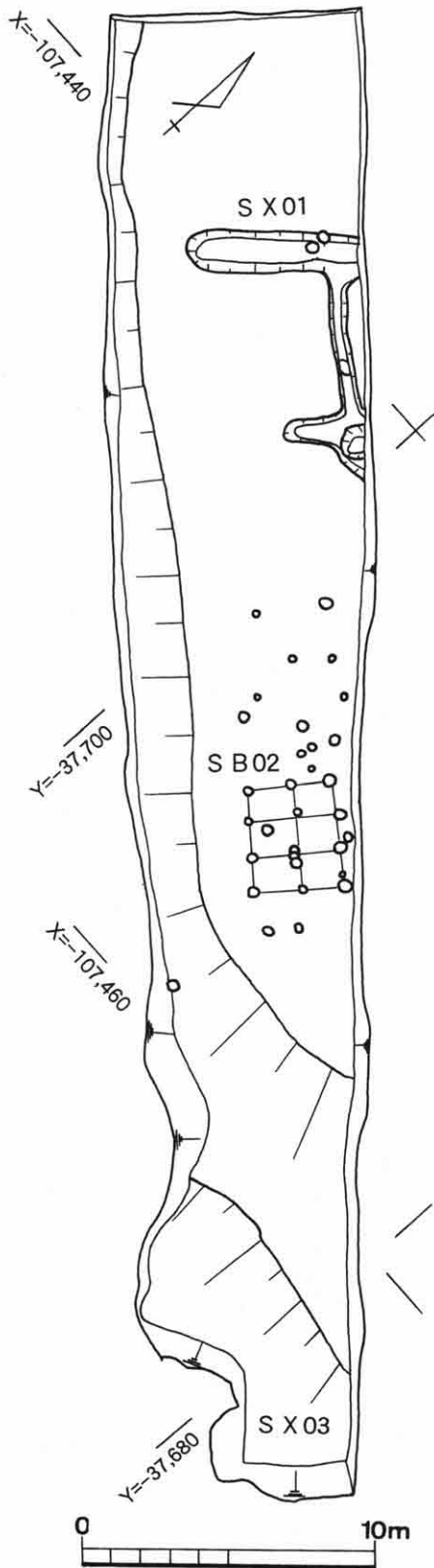
調査概要 今回の調査では、平成16年度の第1トレンチと第2トレンチの間に新たに調査トレンチを設けて発掘調査を実施した。調査対象地は丘陵の縁に沿って湾曲しており、段丘崖と考えられる比高差が認められる。湧水が激しく既存の水路を壊す可能性があったため水路から、控えて調査地を設定した。

今回の調査区では、西側で段丘崖と考えられる地形、南側では第1トレンチで検出した土坑群の検出面へと続く谷状地形の落ち込みを検出した。段丘崖側には石垣があり、近世に旧地形が拡張され、農地が作られたものと考えられる。

溝S D 01 調査地の最も高い部分で「コ」字状の溝が検出できた。平行する溝は比較的深く、その溝をつなぐ溝は浅い構造をもつ。昨年度の第2トレンチに隣接する北側でも「コ」字状を呈する溝が確認されている。昨年の調査では、弥生時代中期の土器棺墓が検出



第1図 調査地位置図(国土地理院1/25,000亀岡)



第2図 調査トレンチ実測図

されていることから、弥生時代中期の方形周溝墓の可能性が指摘できるが、遺構内からは、古墳時代の須恵器が検出されたのみである。

掘立柱建物跡 S B 02 2間×3間と考えられる総柱の掘立柱建物跡である。その特徴から中世のものと考えられる。この建物の周りにはまとまりの悪い柱穴群が認められるが、出土遺物は検出できなかった。

段丘崖斜面部では、古墳時代・奈良時代・中世の土器が出土している。また、谷部に向かう南部の落ち込み S X 03からは弥生時代末頃の土器が出土しているが、上層では、奈良時代のものも含まれている。この谷を埋めている礫層は、角のある礫で、谷奥からの土石流堆積物であると考えられる。

試掘トレンチ 平成16年度の調査区の東側の上火無地区に広がる竹藪に、60㎡の試掘トレンチを設定した。調査の結果、締まりの悪い礫層や旧地表などが検出できたが、碎片の土師器片以外に時期を決める出土遺物はなかった。

まとめ 調査対象地内では、旧地形の変換点を検出した。調査前の平坦な水田面は、江戸時代以降の拡張によって作られたものであることが分かった。今回の調査トレンチの平坦部は、包含層が削られて地山に至っており、削平されずに残された深い遺構のみが検出された。また、段丘斜面部には若干の包含層が残されており古墳時代、奈良時代、中世の遺物が出土している。旧地形から見ると、今回の調査地は、段丘と谷の縁辺部にあたり、本来、遺構がまばらな地域であったことが推測できる。

(中川和哉)

11. ^{ながおかきょう}長岡京跡右京第852次・^{しもかいいんじ}下海印寺遺跡第23次

所在地 長岡京市下海印寺西条地内
 調査期間 平成17年6月8日～10月21日
 調査面積 約980m²

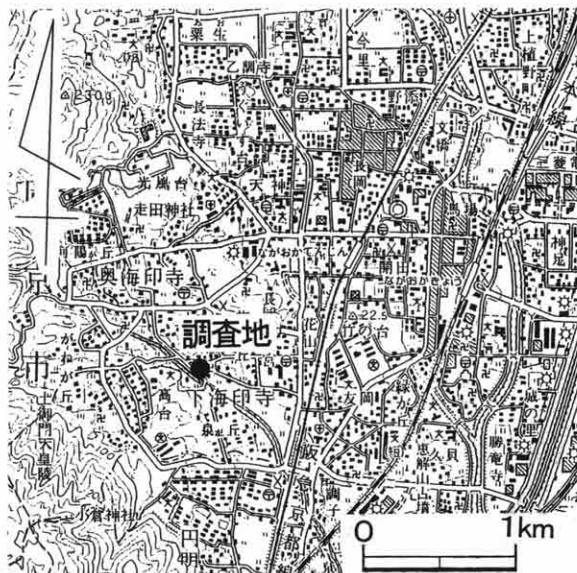
はじめに 国土交通省近畿地方整備局は、京都西南部の交通事情の改善のため、京都第二外環状道路の建設を計画した。同道路は、大山崎町から長岡京市域を北上し、京都市域に至るものである。同道路建設予定地には長岡京跡、友岡遺跡、伊賀寺遺跡、下海印寺遺跡が分布しており、それらの性格を明らかにするため、平成15年度より、建設予定地内の試掘調査を実施している。

長岡京市下海印寺西条地区では、平成16年度の試掘調査により、弥生時代～古代に至る土器と柱穴、柱穴列を確認した。今回の調査は、その周囲を拡張して、本調査を行ったものである。調査地は、長岡京跡では、右京七条四坊十四町、西京極大路に所在する。縄文時代を主体とする下海印寺遺跡の範囲内にもあり、長岡京の祭祀場として著名な西山田遺跡に隣接する。

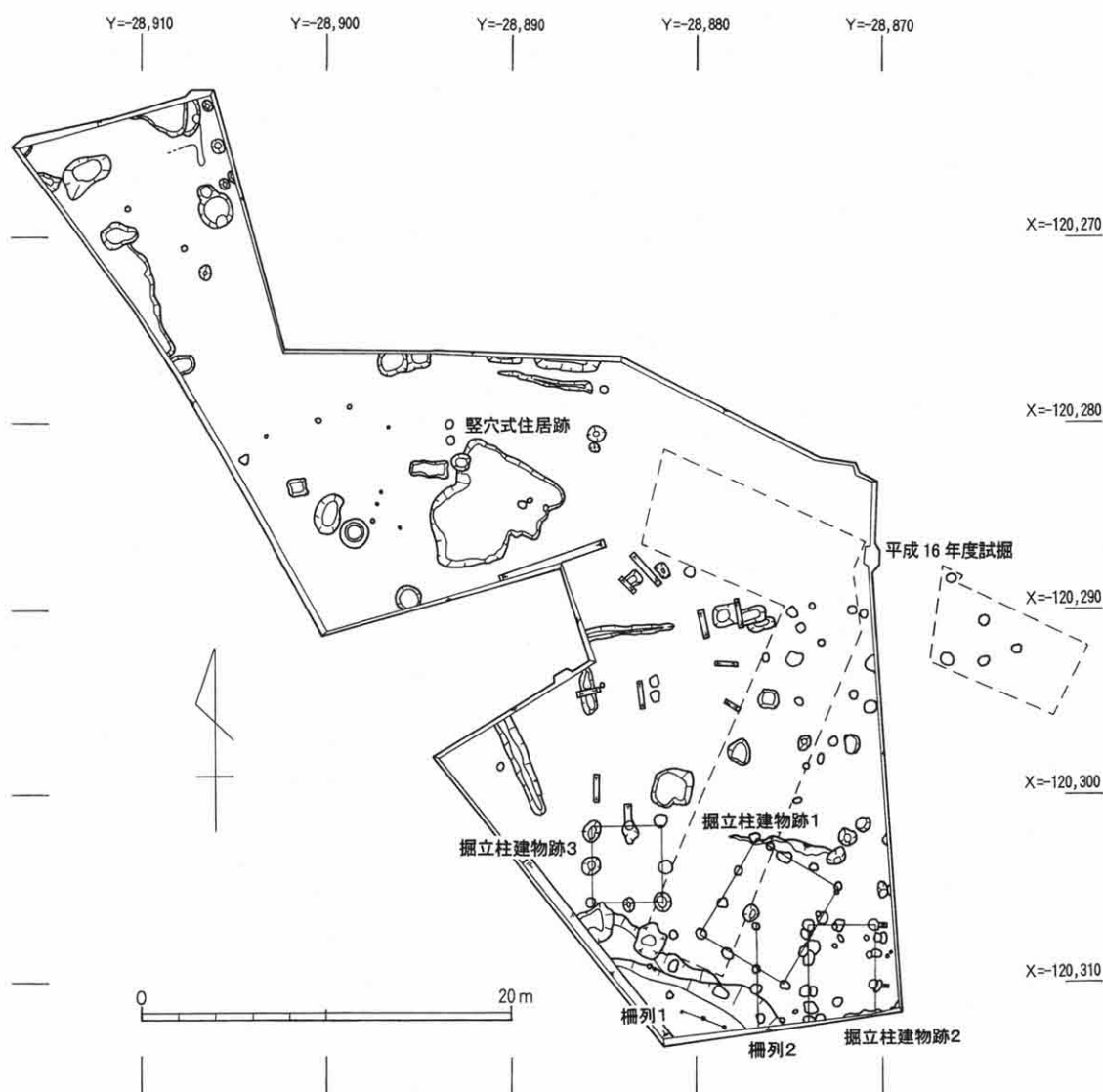
調査概要 今回の調査地は小泉川の東側に分布する段丘上に位置しており、調査により、掘立柱建物跡3棟、柵列2条、竪穴式住居跡と判断される遺構2基、そのほか、竪穴式住居跡の可能性のある土坑、現代の土坑多数を検出した。

調査地の北半では、主として現代の土坑を検出しており、近年までこの地で営んでいた鍛冶屋に関連したものがある。調査地の中央部では、竪穴式住居跡と判断される遺構を検出している。竪穴の内部は樹木の根により攪乱を受けており、埋土中からは土師器・須恵器片が出土した。竪穴の西辺には竈状の焼土があり、内部からは甑の破片が出土している。焼土内および周辺からは炭化物の出土がなく、竈と認定しがたい点もある。調査地の北端で検出した土坑からは須恵器が出土しており、竪穴式住居跡の可能性がある。

調査地の南半では、掘立柱建物跡や柵列、柱穴・土坑を検出した。掘立柱建物跡・柵列は、真南北を向く一群と北で東に約30°振れるものがある。掘立柱建物跡1は、北で東に約30°振れる建物で、柱穴からは土師器皿が出土しており、その年代観より近世のものと判断される。柱穴の切り合い関係から、掘立柱建物跡2は掘立柱建物跡1に先行する。掘立柱建物跡2・3、柵列2など、真南北を向く遺構群からは明瞭な時期を示す遺物の出土はなく、須恵器小片が出土している程度である。



第1図 調査地位置図(国土地理院1/50,000京都西南部)



第2図 西条地区検出遺構

細かな時期は不明であるが、古代の範疇で押さえられるものであろう。

まとめ 真南北に建てられた掘立柱建物跡・柵列を検出したこと。これらの遺構群は、明確な時期を示す遺物の出土がなく、大まかには古代の範疇で捉えられるものである。小泉川を挟んで調査地の西側には、多量の土馬やミニチュア竈、墨書人面土器が出土した長岡京の祭祀場跡である西山田遺跡がある。この長岡京期の祭祀場に隣接すること、建物が真南北を指向している点を重視すると、長岡京に関連する施設である可能性が高い。また、南西方向約30mのところでは、尾流地区試掘4トレンチで、真南北を向く溝を約5mにわたって検出しており、西条・尾流地区周辺に正方方位を指向する遺構群が広く分布している可能性がある。

今回検出した真南北を向く掘立柱建物跡は、東・南方向に拡がる様相を示し、今回のものが南北棟であることを考慮すると、調査地の東・南側に正殿などの東西建物が検出される可能性が高い。近年、長岡京の条坊計画についても研究が進展しており、調査地近辺に西京極大路が想定されているところでもある。今後の周辺の調査が期待される。(岩松 保)

12. ^{ながおかきょう}長岡京跡右京第863次・^{こうたり}神足遺跡

所在地 長岡京市開田2丁目
 調査期間 平成17年11月16日～12月22日
 調査面積 約200m²

はじめに 今回の調査は、御陵山崎線街路整備促進事業に係わる事前調査として、京都府土木事務所の依頼を受けて実施した。

調査対象地は、JR長岡京駅前通りと府道御陵山山崎線(通称「西国街道」)の交差点北東に位置する。長岡京の条坊復原によると、右京六条一坊十四・十五町にあたり、六条条間小路が想定される場所である。

調査概要 今回の調査の結果では、長岡京の遺構として、六条条間小路の南北両側溝と、十四町内の大溝、中世の土坑、柱穴などを検出した。

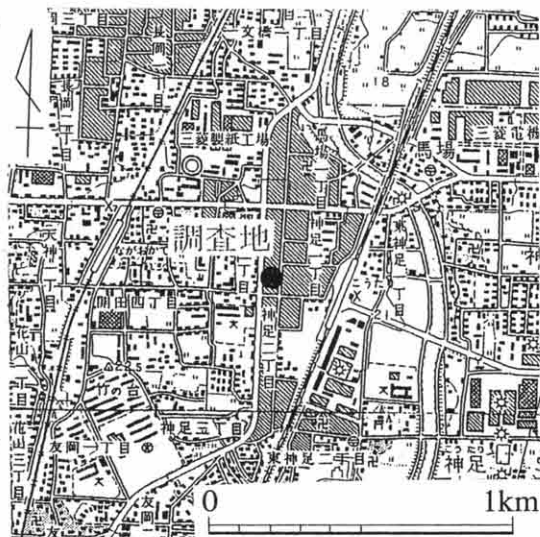
六条条間小路北側溝 S D86301 調査地の東端で、溝の中心を示す国土座標の値(日本測地系)がX=-119,688.403、Y=-27,314.185。検出幅約1.1m、深さ約0.2mを測り、8.5mにわたって検出した。埋土の中からは、土師器の破片などが出土した。

六条条間小路南側溝 S D86302 同じく東端での中心を示す座標の値がX=-119,697.404、Y=-27,314.577。幅約1.2m、深さ約0.2mを測り、7.5mにわたって検出した。埋土の中からは、軒平瓦、土師器杯B・皿・甕、須恵器杯A・Bなどが出土した。

十四町宅地内大溝 S D86303 調査地の南端部で検出した。調査地の西端で溝の中心を示す座標値がX=-119,704.000、Y=-27,322.792。幅約3.4m、深さ約0.5mを測り、7.5mにわたり検出した。埋土中から、土師器杯・甕、須恵器杯、布目瓦、土馬などが出土した。

まとめ 今回の調査結果を簡単にまとめると以下のとおりである。

- ① 長岡京の条坊復原では、右京六条一坊十四・十五町と六条条間小路が想定されていたが、調査の結果、六条条間小路の両側溝と十四町内の大溝を、それぞれ検出することができた。
- ② 十四町内の北側の大溝は、今回の調査で初めての検出となる。この大溝の検出は、右京六条一坊十一～十四町の四町四方が、大溝によって一區画にされ、土地利用されていたことを示す貴重な発見となる。

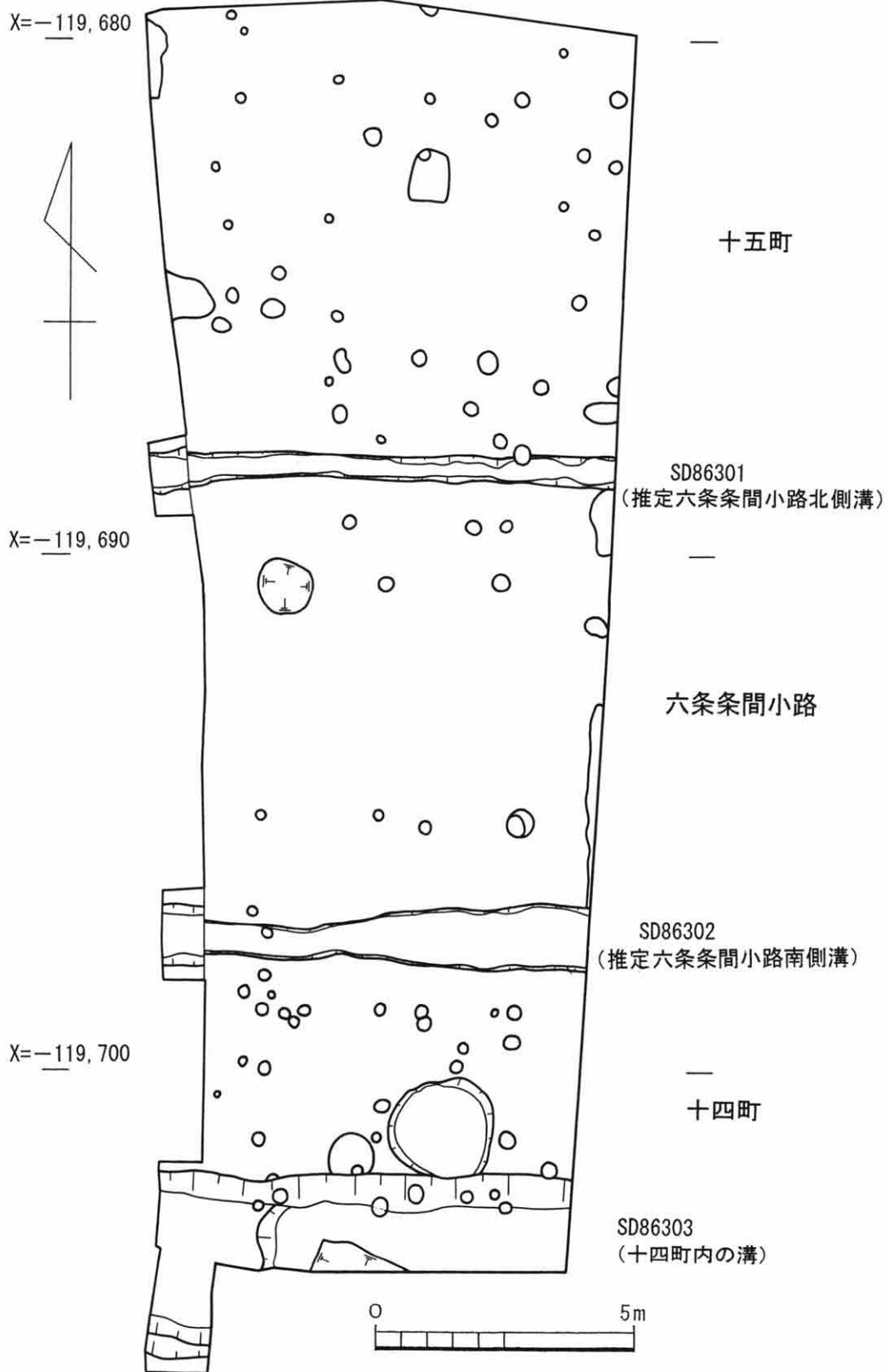


第1図 調査地位置図

(国土地理院1/25,000京都西南部・淀)

(戸原和人)

| Y=-27,320



第2図 調査地平面図

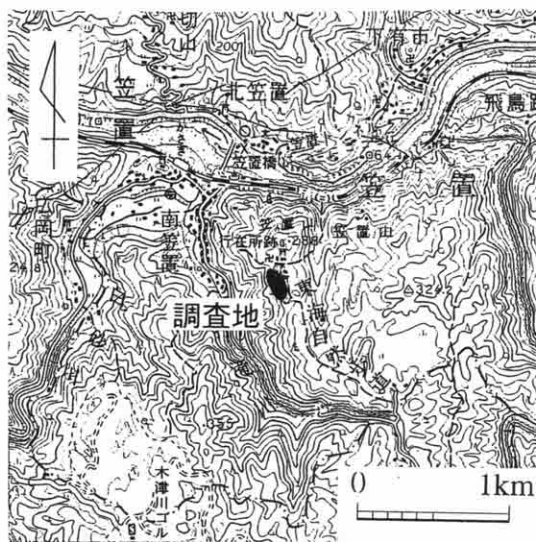
しせきめいしょうかさぎやま 13. 史跡名勝笠置山

所在地 相楽郡笠置町大字笠置小字水晶谷・神宮山地内
調査期間 平成17年10月17日～平成18年1月20日
調査面積 500m²

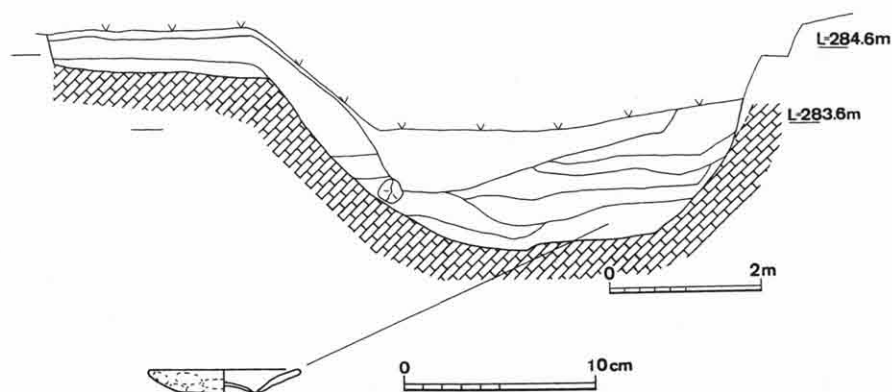
はじめに 今回の調査は、史跡名勝笠置山指定地内の遺構・遺物の内容を確認することを目的として、笠置町の依頼を受けて実施した。笠置山の歴史は、考古学的には、弥生時代まで遡る。この時期の石剣が出土しているからである。また、中世の経塚とともに、六角堂の発掘調査がある。文献学的には、『今昔物語』などによると、笠置寺の創建は奈良時代に遡るが物語の域にとどまる。寺域には磨崖仏もあり、平安時代には修験道の聖地として人々に知られていた。鎌倉時代初期に興福寺学僧貞慶(解脱上人)が隠遁し、その後、東大寺の僧が多く入山し、伽藍が整えられたようである。1331年、鎌倉幕府と対立した後醍醐天皇は笠置寺に行幸し、本堂を行在所とした。そこに、鎌倉軍が攻めてきて、戦いになり、堂宇は炎上したようである(元弘の乱)。戦国時代、笠置山は、奈良と京都とを結ぶ地点に位置することから、山城国守護代木沢長政の山城として使用されたりしく、天文10(1541)年に戦いがあったことが記録されている。

調査概要 今回は、笠置山を貫く東海自然歩道の両側に15か所のトレンチを入れて行った試掘調査である。調査対象地の総延長は400mに及ぶ。標高は260m前後である。

1～3トレンチは調査地南部。4～9トレンチは調査地中央部。10～15トレンチは、調査地北西部で笠置寺に近い地点に位置する。1トレンチでは、布目瓦や瓦器椀が出土したものの、遺構は確認されなかった。2・3トレンチは、東海自然歩道の両側に設定した。この地点には、土塁と空堀とが現存しており、山城の出入り口である虎口部分に相当する。2トレンチの土塁は上部が削平されていたものの、北斜面は残存していた。古瀬戸の平椀が出土したことから戦国期に使用されたことが判明した。3トレンチの土塁は上部が削平されているものの、空堀が完存していた。土層観察の結果、まず幅4m、深さ2.5mの大きな空堀が掘削され、一時期使用されたものの1mほど埋め立てられ、その後、戦国期に当初の半分の幅で掘り直されたことが確認された。4・5トレンチは、丘陵平坦面に設定した。調査の結果、平坦面は丘陵斜面を削り人工的に造成されたことが判明した。4トレンチでは五輪塔の一部(火輪)が出土した。墓地として使用されたほか、周辺で完



第1図 調査地位置図
(国土地理院1/50,000奈良)



第2図 第3トレンチ堀断面図

形品を含む土師器皿が多数出土した。土師皿以外に土釜も出土していることから、一時は生活場所としても機能していたものと思われる。時期は、鎌倉時代後期から南北朝期である。6～8トレンチは谷部に設定した。6・7トレンチでは、下層で焼土面を確認した。焼土面には板石が石畳状に敷き詰められた部分があり、その縁辺部は硬くたたき締められた状態で、建物の土壇と想像された。時期は、鎌倉時代後期から南北朝期である。9トレンチは谷部屈折点に設定した。調査着手前から尾根筋を切り、谷部へ至る状況で東西方向に設けられた土塁の存在が予想されていた。調査の結果、土塁の両側には空堀が設けられたことが判明した。城の防御施設と考えられる。下層で焼土層を確認した。出土遺物はなく、時期は不明である。11・15トレンチは笠置寺のある主丘陵から延びた2つの尾根上に設定した。それぞれに礎石建物があつたことが判明した。いずれも鎌倉時代後期に整地した後、建設したようである。建物と同方向の溝も確認した。なお、建物や溝の方向は、尾根の方向とは相違しており、丘陵上方にある六角堂などの笠置寺主要施設と同方位である。

まとめ 調査地南部では、土塁と空堀を確認し、城の施設であることが確定した。鎌倉時代後期から南北朝期と戦国期のものと考えられる。調査地中央部では、東海自然歩道より東側の丘陵平坦地は、中世の墓地と建物跡が存在したことが想定できる。同西側の谷部は、下層で焼土面を確認した。焼土層は分厚く、出土遺物などから「元弘の乱」に伴うものと考えられる。また、土塁と空堀もあり、城の重要な防御施設であることが判明した。調査地北西部では、やや広い尾根上に建物があつたことが判明した。主丘陵には、六角堂などの笠置寺の施設があり、主軸方位などから、今回発見された建物も寺に関係するものと考えられる。

今回の調査によって、中世の山岳寺院と城の施設の一端が明らかとなり、今後の調査に向けて貴重な資料となった。

(伊野近富)

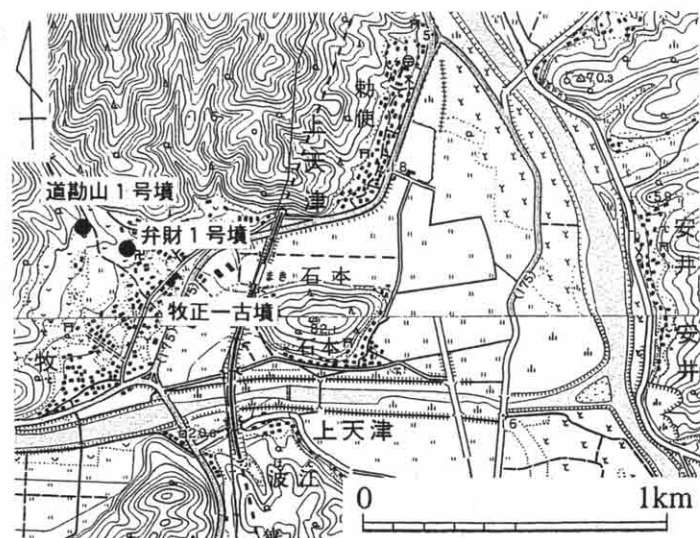
105. 牧正一古墳と牧古墳群

牧正一古墳は、福知山盆地の北西端に近く、由良川と牧川合流部の西北西約1.5km、福知山市字牧小字中筋に所在する。両河川の合流部付近には比較的広い平野が形成され、その、ほぼ中央部には比高差約70mを測る独立丘陵の地光寺山が存在する。牧地区は、この地光寺山の西側に位置する。北西から南東方向に開析された谷筋のゆるやかな傾斜地および背後の低位丘陵稜線上には、牧正一古墳をはじめ、弁財1号、同2号墳、八幡古墳、道勤山古墳群、岩田古墳群など多くの古墳が築かれており、牧古墳群と総称されている。

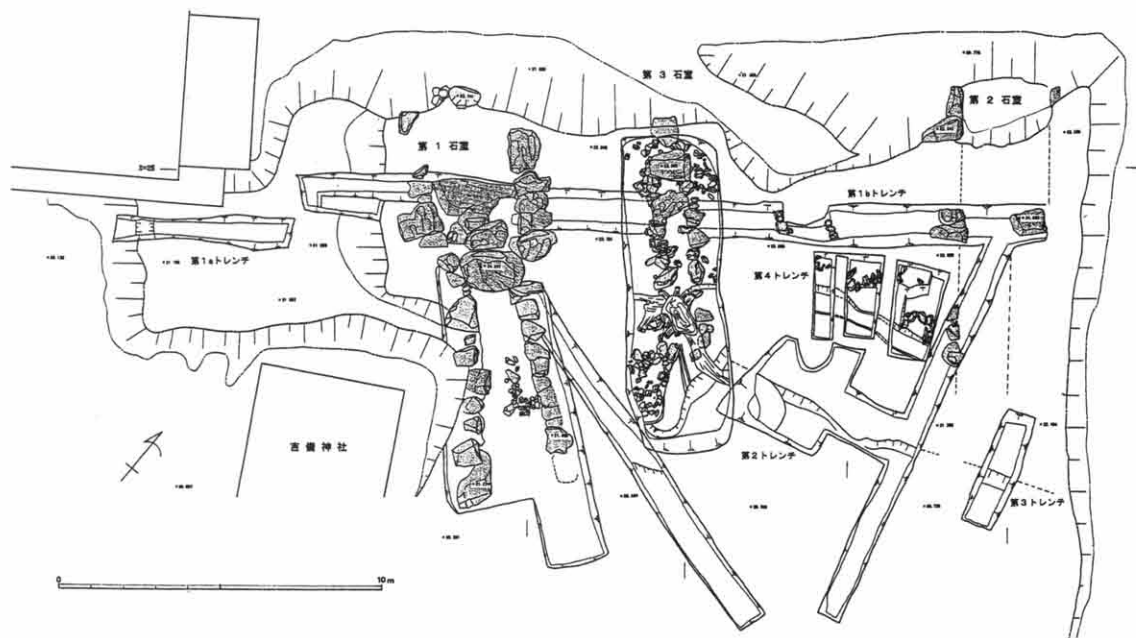
牧正一古墳は、これまでに計3回の調査が行われている。昭和10年、現府道の拡幅工事で横穴式石室が発見された際に、京都帝国大学の梅原末治氏を中心に、牧正一古墳が世に知られる契機ともなった緊急発掘調査が実施された。この調査では、同一墳丘内に2基の横穴式石室の存在が確認された。残念ながら墳丘の形態は、北半部が工事で大きく削られていたため明確でなく、双円墳と推定されるにとどまった。第2回目の調査となる昭和57年の測量調査では、墳形の再検討が行われ、全長約35m、前方部幅23m、後円部径21mの前方後円墳と推定復原された。その後、牧正一古墳は、墳丘の損壊や石室崩壊の危険性が高まり、古墳の内容確認と石室崩壊防止対策のため、福知山市教育委員会により平成6～8年に発掘調査が実施された。調査の結果、古墳の規模は、これまでの復原規模とほぼ同じであることが再確認された。墳形は前方後円墳で、外表施設としての段築・埴輪や周濠は存在せず、明確な葺石も確認されていない。埋葬施設については、昭和10年に確認された2基の石室に加え、新たに後円部から1基の横穴式石室が検出された。なお、この調査では、3基の石室とも床面は現状保存され、副葬品などの確認は行われていない。

第1石室は、後円部にある両袖式横穴式石室で、全長12m、玄室長4.7m、玄室幅3m、羨道長7.3mと推定される。石室の主軸は、北から西に約44°振り、南東方向に開口する。玄室内は、巨大な天井石が落下し、石室天井石は玄門部のみ原位置を保ち残っていた。

第2石室は、前方部にある左片袖式横穴式石室で、玄室奥石は梅原氏調査時にはすでになく、全長は不明であるが現存長は9.5mを測る。玄室幅は2.7m、羨道長5m、羨道幅1.5mを測る。石室の主軸は、北から西



第1図 牧正一古墳位置図(国土地理院1/25,000福知山・大江)



第2図 牧正一古墳横穴式石室平面図(参考文献より転載)

に約39°振る。梅原氏の調査時には、奥壁側から約2mの範囲で床面が調査され、直刀や鉄鏃などの鉄製武器類、杏葉・雲珠など金銅装馬具、金環、各種の須恵器と土師器など、豊富な副葬品が出土している。

第3石室は、新検出の石室で、後円部のくびれ付近で検出された。天井石は、玄室部分に3枚が残存する。石室の形態は、無袖式横穴式石室と推定される。石室全長は約7m、玄室幅1.2m、開口部の高さ1.6mを測る。

牧正一古墳は、前方後円墳で、巨石を使用した石室、豊富な副葬品から6世紀後半の福知山盆地北西部域の首長墳とみられる。福知山盆地の横穴式石室導入以降の古墳の動向は、前代から引き継いだ基盤を元に発展するものと、新たな家父長層の台頭による群集墳の成立に分かれる。牧正一古墳は後者に属し、後期に入って唐突に出現する。牧正一古墳のある福知山盆地は、北近畿有数の大河川である由良川の中流域にある。地理的にも畿内中心部と丹後・但馬を中継する位置にあり、河川流域に発達した交通路を押さえることを背景に、中央政権との密接な関係を有した被葬者像が浮かぶ。

本古墳に続く弁財1号墳は、牧正一古墳の北約100mにある。直径約22m、高さ約6mの円墳で南に横穴式石室を開口する。詳細は不明であるが、過去の掘削で金銅装の馬具・八鈴鏡・金銅鈴・金環・須恵器などが出土している。また、道勸山1号墳は、弁財1号墳の北西50mの丘陵先端部にあり、直径約20m、高さ約4mの円墳である。墳丘の西南西に、巨石を使用した全長8.4mの両袖式横穴式石室を開口し、金銅装単龍単鳳環頭大刀・金環・玉類須恵器・瓦経が出土したと伝えられている。

(竹原一彦)

古墳への案内 牧正一古墳は、正一位吉備神社境内地に所在する。北近畿タンゴ鉄道牧駅から西へ徒歩約5分。道勸山1号墳の石室は、内部見学が可能であるが、照明施設はない。

参考文献 「牧正一古墳」(『福知山市文化財調査報告書』第34集 福知山市教育委員会) 1997

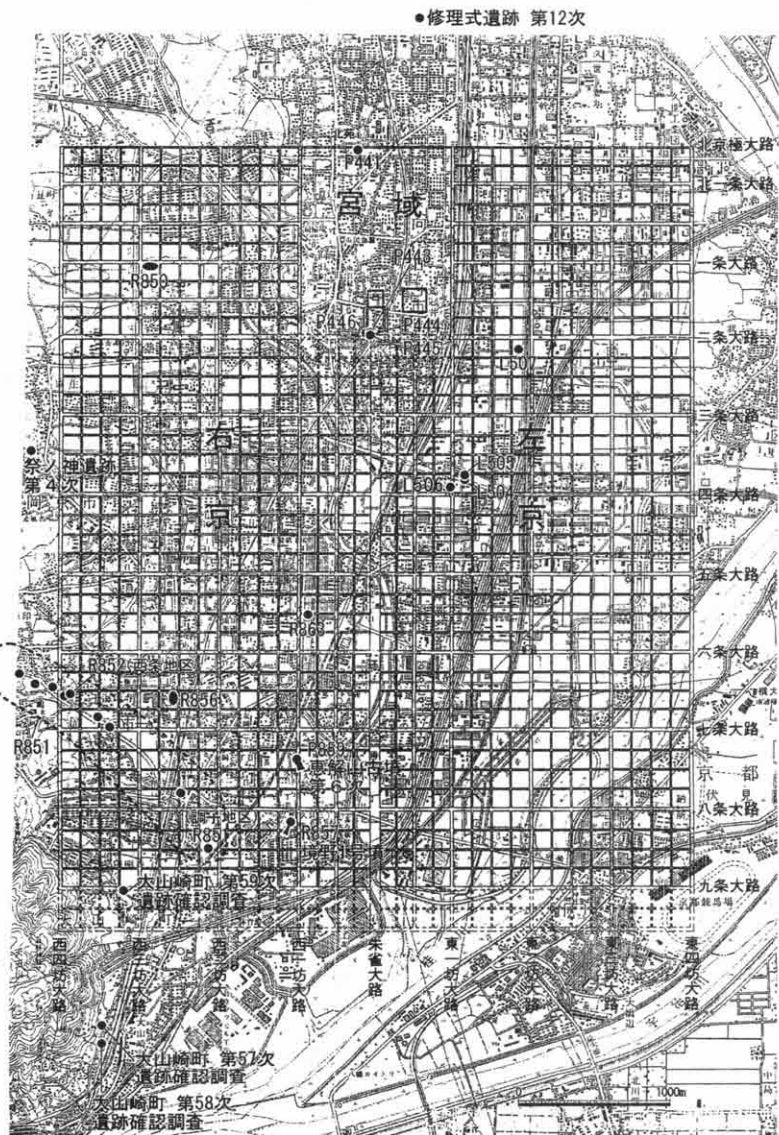
長岡京連絡協議会の平成17年10月から12月までの月例会では、宮内6件、左京域4件、右京域8件の調査が報告された。京域外の5件を併せると合計23件となる。

長岡京跡発掘調査抄報告

宮域 宮城の北辺にあたる宮第441次では、西一坊坊間東小路の東西両側溝が検出され、宮域内を路面幅35尺(約10m)の規模の道路が長岡京期において敷設されていた状況が明らかとなった。朝堂院南面の遮蔽施設が平安宮の翔鸞楼しょうらんろうの淵源となる翼廊形式であるといった重要な成果が挙がっていた宮第443～445次では、遺物の整理が進み出土瓦の多くが難波宮式であることから、推定一条大路の路面部分に張り出す格好となる朝堂院南面遮蔽施設が長岡京遷都当初の造作であることがあらためて確認された。さらに、楼閣建物と重複する奈良時代の掘立柱建物跡があり、乙訓郡衙との関連も見過ごせない。宮域のほぼ中央部に位置する宮第447次調査では、宮内一条大路の北側溝とこれに取りつく2条の南北小溝が長岡京期の遺構として確認された。

左京域 左京第504・505次調査では、平安時代の中で繰り返された耕作地から宅地への変遷および古墳時代前後の柱穴群による集落遺構が検出された。左京第506次調査では、東一坊大路の路面と布留式期の包含層が確認された。左京第507次調査では、弥生時代中期前葉(Ⅱ期)の土坑が複数確認された。

右京域 京域の北西部に(向日市文化財調査事務所・(財)向日市埋蔵文化財センター作成の長岡京条坊復原図に加筆) 調査地はPが宮域、Rが右京域、Lが左京域を示し、数次は次数を示す。



調査地位置図(1/50,000)

において広域な調査を実施している右京第850次調査では、調査が東へ進展し、既知の成果を補強する材料が得られた。首長居館を中央に配し、その周囲に環濠で囲まれた竪穴式住居跡からなる居住域が円環状に展開する集落関連遺構群の検出に加え、長岡京期の一条大路と西三坊大路の交差点の南東側において、一条大路の南側溝と、これに接して平行する2重の柵列(築地寄柱か)や内溝が約50mの長さにわたって検出された。また、町内には正方位を向く掘立柱建物跡数棟からなる居宅遺構が営まれていることが判明し、高い密度の土地利用の様子が判明した。古墳時代前期後半の前方後円墳である境野1号墳の調査(右京第857次)では、前方部の墳丘の外部施設の調査により、その構造の詳細が明らかとなった。墳丘は少なくとも調査地点では2段に築成され、それぞれの平坦面(墳丘上面テラス)には1重の埴輪列が巡り、墳丘斜面には葺石が敷設される。埴輪の樹立は掘形を伴わず、墳丘の最終整形の盛土の際に埴輪下部を埋めて固定する。出土した埴輪は大半が円筒埴輪であるが、鱗付埴輪は含まれず、その特徴から、長法寺南原古墳と鳥居前古墳の中間相を示すことが明らかとなった。なお、今回の調査で検出された下段の埴輪列がみられるテラス面について、他の調査区においては該当する構造が確認されていないことや、全長60m級の前方後円墳としては、上段テラスとの比高差が1mと小さいことなどから、下段墳丘の中心に地山整形により造り出された、造り出しの淵源となる墳丘外区のような施設が、前方部東側面に付設されている可能性も指摘できる。J R長岡京駅の周辺では、近年、再開発事業に伴う埋蔵文化財の調査が頻繁に実施され、長岡京域では、高い密度で調査成果が得られている地区である。これまでに、弥生時代中期を中心とする墓域を伴う中核的集落の色彩を帯びた遺構群、長岡京期の同一規格で設計された東西棟建物が整然と並ぶ施設、近世勝龍寺城跡に関連する調査成果などが得られている。こうした地区の一画において、道路の拡幅に伴い実施された右京第863次調査では、主に長岡京期の溝を中心とする遺構が検出された。いずれも東西方向の直線溝で、3条検出された。北側の2条は、溝心々約8mを測る六条条間小路の両側溝とみられる。また、南の溝は幅3.4mと規模が大きく、調査地点から南東側に展開する十一町～十四町の4町域を占有する、東西棟建物の並列配置という特異な施設の四周を圍繞する内溝の北辺の西隅付近に相当する。長岡京域の南西部を斜に横断する京都第二外環状道路の建設に伴う調査では、遺構の分布密度を把握する試掘調査(右京第851次)と一部面掘調査(右京第852次)の成果が報告された。対象地の多くの部分が小泉川起源の中規模河川流域に重なるが、西条・尾流地区においては、古墳時代後期の集落および長岡京期の宅地に関わる遺構・遺物が検出され注目される。特に古代に属する遺構(正方位の建物や溝など)は、西京極における京終の祭祀場との関連で評価された西山田遺跡の一画に相当し、京の造営との関わりで看過できない。

京域外 大山崎町第58次遺跡確認調査では、先に平安時代前期の宮修造を目途に営まれた官営瓦窯であることが判明した大山崎瓦窯の北側隣接地において、平窯の前庭部と窯群を画す排水溝が確認され、瓦窯がさらに北側へ拡大することが判明した。

(伊賀高弘)

センターの動向(05.11～06.01)

1. できごと

11. 2 全国埋蔵文化財法人連絡協議会近畿ブロック事務担当者会議(於：和歌山市)杉江昌乃総務係長、今村正寿総務課主任出席
- 7 京都府職員人権研修(於：京都市)伊野近富次席総括調査員、村田和弘・福島孝行調査員、北邑靖史主査、鍋田幸世主事参加
- 16 長岡京跡右京第863次・開田遺跡・神足遺跡(長岡京市)発掘調査開始
- 17 案察使遺跡第7次(亀岡市)関係者説明会
- 18 平成17年度教育庁役付職員人権問題研修Ⅳ(於：京都市)森下衛調査第1課長、奥村清一郎調査第2課課長補佐、辻本和美資料係長、小池寛調査第1係長、伊野近富次席総括調査員、戸原和人・竹原一彦・引原茂治・増田孝彦・田代弘・岩松保・森島康雄・中川和哉主任調査員参加
平成17年度恭仁宮跡専門委員会(於：加茂町)小山雅人調査第2課総括調査員出席
- 21 京都府職員人権研修(於：京都市)今村正寿主任、石尾政信・竹井治雄専門調査員、柴暁彦・高野陽子調査員参加
- 22 井上満郎理事、内田山遺跡・古墳群、薪遺跡現地指導
長岡京連絡協議会(於：当センタ
- ー)
- 24 平成17年度教育庁役付職員人権問題研修Ⅳ(於：京都市)安田正人総務課長、小山雅人調査第2課総括調査員、水谷壽克調査第1課課長補佐、石井清司調査第3係長、田中彰主任調査員、杉江昌乃総務係長参加
- 25 全国埋蔵文化財法人連絡協議会近畿ブロックOA委員会(於：大阪府)小山雅人調査第2課総括調査員、辻本和美資料係長出席
- 27 内田山遺跡・内田山古墳群(第6次)(木津町)現地説明会
- 29 岡ノ遺跡第4次(福知山市)現地説明会
- 30 職員研修(於：当センター)「人権研修」
人権大学講座(於：京都市)森下衛調査第1課長参加
12. 5 城谷口古墳群(八木町)発掘調査開始
- 6 史跡及び名勝笠置山に係る町道笠置山線改良計画検討委員会(於：笠置町)長谷川達調査第2課長、小池寛調査第1係長、伊野近富次席総括調査員出席
- 7 内田山遺跡・内田山古墳群(第6次)発掘調査終了(5.9～)
- 11 田辺城跡第26次(舞鶴市)現地説明会
- 12 先ノ段遺跡(夜久野町)発掘調査開始

- 15 長岡京跡右京第863次・開田遺跡・神足遺跡(長岡京市)関係者説明会
- 19 第75回役員会・理事会(於：ルビノ京都堀川)上田正昭理事長、中尾芳治副理事長、増田耕造常務理事・事務局長、石野博信、都出比呂志、中谷雅治、増田富士雄、上原真人、下田元美(代理山本参事)、宮野文穂、小池久各理事出席
- 20 長岡京跡右京第863次・開田遺跡・神足遺跡発掘調査終了(11.16～)
- 21 長岡京連絡協議会(於：当センター)
- 22 上人ヶ平5号墳(木津町)発掘調査終了(9.27～)
田辺城跡第26次(舞鶴市)発掘調査終了(9.29～)
平成17年度人権に関する職場研修(於：京都府乙訓総合庁舎)小山雅人調査第2課総括調査員、奥村清一郎調査第2課課長補佐、水谷壽克調査第1課課長補佐、石井清司調査第3係長、辻本和美資料係長、杉江昌乃総務係長、田中彰主任調査員、今村正寿主任、北邑靖史主査、鍋田幸世主事参加
- 23 史跡名勝笠置山(笠置寺・笠置城跡)現地説明会
- 26 職員研修(於：当センター)「人権研修」
1. 12 岡ノ遺跡第4次(福知山市)発掘調査終了(5.10～)
- 12～13 平成17年度第2回埋蔵文化財担当職員等講習会(於：大津市)水谷壽克調査第1課課長補佐、小池寛調査第1係長参加
- 13 泉拓良京都大学大学院教授、薪遺跡第7次現地指導
- 14 上人ヶ平5号墳現地説明会
- 16 職員研修(於：当センター)講師：京都工場保健会吉岡千晶看護師「職場のメンタルヘルス」
- 17 中尾芳治副理事長、長岡京跡右京第851次・下海印寺遺跡現地指導
- 20 史跡名勝笠置山(笠置寺・笠置城跡)発掘調査終了(10.17～)
高橋誠一理事、蔵垣内遺跡、池尻遺跡現地指導
- 21 薪遺跡第7次(京田辺市)現地説明会
- 23 先ノ段遺跡(福知山市)発掘調査終了(12.12～)
- 25 野条遺跡第10次(南丹市)現地説明会
長岡京連絡協議会(於：当センター)
- 30 野条遺跡第10次発掘調査終了(10.24～)
上原真人理事、蔵垣内遺跡・池尻遺跡現地指導

編集後記

この冬は暖冬の予想が外れ、日本海側を中心に大雪の被害が多発しました。調査の終盤に入った当センターの北部の現場も、雪との戦いに追われ、あらためて野外での作業の厳しさ実感しました。

さて、昭和56(1981)年9月に創刊した、『京都府埋蔵文化財情報』も、次号でいよいよ100号を迎えることになります。足かけ25年、当初の編集スタイルをほぼ変えずに続けて来ましたが、情報誌の今後のあり方や内容などについて、編集委員会で検討しています。わかりやすさを基本に、調査成果の速報や、職員の研究発表の場として、より一層充実させて行きたいと思っておりますので、皆様方の御理解と御支援をお願い致します。

(編集担当=辻本和美)

京都府埋蔵文化財情報 第99号

平成18年3月30日

発行 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

〒617-0002 向日市寺戸町南垣内40番の3
Tel (075)933-3877(代) Fax (075)922-1189
<http://www.kyotofu-maibun.or.jp>

印刷 三星商事印刷株式会社

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル
Tel (075)256-0961(代) Fax (075)231-7141



KYOTO
ARCHAEOLOGY CENTER